

令和元年第3回定例会文教福祉委員会会議録

令和元年12月12日
10時00分～14時27分
全員協議会室

出席者氏名

後藤 敦志	委員長	山村 尚	副委員長
山宮留美子	委員	伊藤 悦子	委員
石引 礼穂	委員	後藤 光秀	委員
油原 信義	委員	大野誠一郎	委員

執行部説明者

教 育 長	平塚 和宏	福 祉 部 長	足立 裕
健康づくり推進部長	松田 浩行	教 育 部 長	松尾 健治
社会福祉課長	下沼 恵	生活支援課長	湯原 秀一
こども家庭課長	服部 一郎	介護福祉課長	中嶋 正幸
健康増進課長	岡澤 幸代	健幸長寿課長	大野 雅之
保険年金課長	鈴木 泰浩	スポーツ都市推進課長	足立 典生
教育総務課長	中村 兼次	文化・生涯学習課長	梁取 忍
国体推進課長	坪井 龍夫	指 導 課 長	小林孝太郎
学校給食センター所長	神永 健	教育センター所長	松谷 真一
介護福祉課長補佐	福田 貴浩 (書記)		

事 務 局

係 長	中島 史順	係 長	深沢伸一郎
-----	-------	-----	-------

議 題

- 議案第2号 龍ヶ崎市まいん「健幸」サポートセンターの設置及び管理に関する条例について
- 議案第8号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 龍ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 龍ヶ崎市立中央図書館に係る指定管理者の指定について
- 議案第15号 龍ヶ崎市都市公園に係る指定管理者の指定について
- 議案第16号 龍ヶ崎市運動公園に係る指定管理者の指定について
- 議案第17号 龍ヶ崎市高砂運動広場に係る指定管理者の指定について
- 議案第19号 市有財産の取得について
- 議案第23号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所管事項
- 議案第24号 令和元年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第27号 令和元年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 令和元年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第29号 令和元年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第30号 令和元年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

後藤（敦志）委員長

ここで、傍聴者に一言申し上げます。

会議中は静粛にお願いいたします。

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第2号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第23号の所管事項、議案第24号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号の16案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第2号 龍ヶ崎市まいん「健幸」サポートセンターの設置及び管理に関する条例について、執行部から説明願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

それでは、議案第2号 龍ヶ崎市まいん「健幸」サポートセンターの設置及び管理に関する条例についてご説明いたします。

議案書9ページになります。

これは平成30年9月30日をもって閉館した市街地活力センターまいんのまんが図書館及びインターネットコーナーを活用し、令和2年2月のオープンを目指し、現在手続を進めております龍ヶ崎市まいん「健幸」サポートセンターの設置及び管理に関する条例を定めるものです。

まず第1条では、健康増進及び介護予防のための事業を行なうことにより、市民の健康寿命の維持及び延伸に資することを目的としております。

第2条では、まいん「健幸」サポートセンターの名称及び位置を、第3条ではその事業を、第4条では職員について、第5条では運動・レクレーションスペースと交流サロンの施設を定めているところでございます。

第6条では、開館時間及び休館日を規定しております。開館時間は午前9時から午後5時までとし、休館日は毎週火曜日及び年末年始の12月29日から1月3日までとしております。

第7条では利用者について、市内に住所を有するものと規定しております。

第8条では利用の許可について、利用者はあらかじめ市長に申請し許可を得ることとしております。

第9条では利用の許可の制限といたしまして、記載のように1号から5号までを定め、第10条では規則で定める事項を遵守することを定めております。

第11条では、1号から5号に該当するときは利用の取り消しなどができるものと定めております。

第12条では、利用料は無料としております。

第13条では、利用者が建物、設備等を破損、または滅失した際の損害賠償責任について規定しているものです。

第14条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることができる旨としております。

付則でございます。

第1項施行期日ですが、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものです。

第2項でございます、職員などの配置や利用の諸手続きなど準備行為を施行前に行うことができる旨の規定でございます。

第3項につきましては、重要な公の施設及び特に重要な公な施設に関する条例の別表第1、28号に龍ヶ崎市まいん「健幸」サポートセンターを追加する改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

山宮委員

2点ほどお伺いいたします。

初めに、7条のところでも市内に住所を有する者とあります。あと8条には、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならないとありますが、この申請の仕方と、いつから申請ができるのか、その辺を教えてください。

後藤（敦志）委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

お答えいたします。

まず、まいんに関しましては、建築基準法等上位法の定めによりまして、その現場にいる方を特定しなければならないという規定がございますので、住所と名前、それから施設の性格上、緊急連絡先などもあわせて事前登録を行っていただきます。申請に基づきまして登録制のカードを発行させていただくという、そういう手続をとりたいと考えております。

募集につきましては、この議案が承認された後にPRを行いまして、1月中旬ぐらいには募集を開始したいと考えております。

以上です。

後藤（敦志）委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございました。

この申請する場所ですが、市役所に来て申請するのか、それとも現場で申請できるのか、どちらですか。

後藤（敦志）委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

今現在の予定ですと、どちらでもできるように、なるべく申請の箇所を2カ所程度にはしたいと考えております。

現場に来ていただいて、現場を見ていただくのが一番わかりやすいのかなと思っておりますので、現場の申請窓口でも適宜開催したいと考えております。

以上です。

後藤（敦志）委員長
山宮委員。

山宮委員
その申請する際に証明するものというのはどういうものですか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長
一応、住所は龍ヶ崎市民ということで限定しておりますので、可能であれば免許証とか保険証、そういった住所が記載されているような書類を持ってきていただくことを想定しております。
以上です。

後藤（敦志）委員長
ほかにありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員
必要な職員を配置するとなっているんですけども、本会議のときには具体的になかったと思うんですけども、第9条の第3項で「健康状態が明らかに不良または要介護状態等のため施設の利用が困難と認められるとき。」は利用できないとなっていますけれども、こういう判断ができる人がやっぱり職員にいないといけないと思うんですけども、その辺はどのように人を配置するのでしょうか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長
館長職につきましては、市の職員を置く予定でございます。そのほか臨時職員の方3人程度となっておりますけれども、この第9条第3号につきましては、やはり誰が見ても、「ちょっとこの人熱がありそうだな」とか、そういった判断のもとに、「きょうはおやめになったほうがよいのではないのでしょうか」という、そういう形でのアドバイスができる、常識的な判断ができる人と考えております。
以上です。

後藤（敦志）委員長
伊藤委員。

伊藤委員
わかりました。
なかなかちょっと難しい判断もあるかもしれないですよ。本人が全然元気なのにといいところがあるかもしれませんが、その辺は誤解がないようお願いしたいなと思います。

それと、運動とレッスンスペースと交流サロンとなっているんですけども、この面積ですと、最大限何人ぐらい利用できるのか。あんまり多かったら、ちょっとお待ちくださいみたいな感じがあるのかお伺いします。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

面積的には、レッスンはプログラムの内容にもよりけりですが、一度に30人程度はいわゆるレッスンとして可能だと我々は考えておりますが、余裕を持って25人程度が一番適切なのかなと考えております。

それとあわせまして、交流スペースにつきましても、今、前にありました机を配置して再利用しようと考えておりますが、健康器具なども含めると15人程度はそこで交流ができるのかなと考えております。もしも万が一ふえた場合などは、椅子を出したりとか、机をふやしたりとか、そういった形での対応は考えております。

以上です。

後藤（敦志）委員長
ほかにありませんか。
山村委員。

山村委員

運動、レッスンとあるんですけども、具体的にレッスンというのはどういったことを想定されていますか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

まいんの設置目的にもありますように、健康寿命の延伸、強いて挙げれば介護予防ですね。最近では認知症対策というの大きなカテゴリーとして承知しておりますので、もちろん体を動かす、いわゆるスポーツ的なものも要素として取り入れますが、体とあわせまして心と頭を動かしていただきたいと、そういったプログラムを提供したいと考えております。例えば今、シナプソロジーとか民間でかなり開発されておりますので、そういったものを適宜取り入れながら、龍ヶ崎市としてこの周辺の住民の皆さんに合わせたようなプログラムを適宜対応してまいりたいと考えております。

心と体と頭を動かしていただきたい、ですから、スポーツだけに特化することはございません。

以上です。

後藤（敦志）委員長
山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

そうしますと、今、社協の中央のサロンでやっているような感じのことをやるというイメージですか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

はい。もちろん、共通する部分もあろうかと思えますけれども、やはり先ほど申し上げましたシナプソロジーというカテゴリー的なもので、今、民間においては、こういったプログラムの開発が進んでおりますので、そういったものを適宜取り入れながら、時代に合わせた、トレンドに合わせたプログラムを提供していきたいと。

あとは、来られる方のニーズに合わせたものということを含体的に考えておりますので、適宜それらにつきましてはフレキシブルに対応していきたいと考えております。

以上です。

後藤（敦志）委員長
山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

この運営に関してですけれども、今、市役所、行政の直営でやるという話で進んでいますが、これを民間に委託するという発想はそもそもなかったのですか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

まいん「健幸」サポートセンターにつきましては、他市町村の事例というのは余りございませんので、最初のうちは直営で行っておいて、何年かたった後に一たん立ちどまって振り返った場合に、民営なり、指定管理ということも将来的な選択肢としてはあるのかなと考えております。今現在は直営で行いたいと考えております。

以上です。

後藤（敦志）委員長
山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

そのやり方はとてもいいことだと思います。先行き民間のほうに出すという考えですね、それはいいと思います。

あと、レッスンに関してですけれども、インストラクターみたいな方を置くというのはないんですか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

今現在の予定では、レッスン時間を決めて、例えば水曜日の10時から11時とか、レッスン時間を決めてPRしようかと思っておりますので、その時間帯は民間のほうからプロのインストラクターに来ていただいてご指導をいただくという形で考えております。

以上です。

後藤（敦志）委員長
山村委員。

山村委員
ありがとうございます。
わかりました。

後藤（敦志）委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員長
高齢者向けの施設なのかなというところですけども、年齢制限とか決まりはあるんでしょうか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長
登録していただく方の年齢につきましては、特に制限は設けない方向で考えております。ただ、やはりどうしても提供するプログラムが高齢者向けのプログラムが主となりますので、メインとなる利用者は65歳のいわゆる高齢者層が中心になるかと考えております。以上です。

後藤（敦志）委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員長
先ほどのレッスンの内容ですとか、きっと高齢者向けのプログラムを考えているのかなというところですけども、設備的なことですが、何か高齢者向けの筋力トレーニングだとか、何かできるようなマシンだとか器具というのは想定されているんでしょうか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長
今回、検討するに当たりまして、筋トレマシンとかランニングマシンなども考えはしましたけれども、やはり場所もとりますし、例えばランニングマシンを1台置いたとすると、そのマシンを使う方の平均時間は30分以上という形になってしまいます。そもそも高齢者の方ですので、できればストレッチに使うためのマシンは置いておきたいと考えておりますが、筋トレマシンとかランニングマシンについての設置は考えておりません。ストレッチとか、それにまつわるようないろいろなウォールとか、そういった器具は可能な範囲で配置したいと考えております。以上です。

後藤（敦志）委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員長

ストレッチマットがあったり、ストレッチポールがあったり、チューブトレーニングができるようなものとか、そういう簡易的なものということによろしいですね。

後藤（敦志）委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

最近のストレッチマシンは簡易的なものももちろんあるんですけども、やはり人間工学に基づいたきちんとしたマシンが主流になっておりますので、できれば効率的にストレッチができるような、そういったマシンを配置して皆さんの時間を有効に使っていただきたいと考えております。

なお、床材に関しましても、クッション性の床材を使っております。ですから、高齢者の方がそこで楽しくレッスンを受けられるような配慮は今後とも続けていきたいと考えております。

以上です。

後藤（敦志）委員長

ほかにありませんか。

油原委員。

油原委員

この施設については、前の予算か決算かにいろいろな意見が出て、当初は健康器具を置いたトレーニングマシン等々のトレーニングの場所といたしますか、そういうものだったものが、いろいろな意見が出て、こういう方向になったのだらうと思っておりますけれども。

その地域のアンケート等をとった中で一つの方向づけをしたんだらうと思っておりますけれども、そのアンケート調査の結果についてお知らせをいただければと思います。

後藤（敦志）委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

この地域に関しましては、いわゆる龍ヶ崎市民の中でも高齢化率が高いほうの部類に入る地域でございますので、そういった形でアンケート調査を行った結果ですが、やはり「平日の昼間が利用しやすい」、そういうお声が多数でございます。

また、それ以前に、「あなたは健康ですか」という問いに対しましては、9割の方が健康とお答えを返していただいたんですが、それとあわせて、「ふだん運動不足を感じていますか」という問いに対しても、やはりこれもまた9割の方が「感じています」と。ですから、身近に体を動かしたり、楽しく交流したりできる施設がほしいという、そういったご要望がこのアンケート結果からはうかがい知れた次第でございます。

それに基づいて配置したのが今回のまいん「健幸」サポートセンターというふうに我々理解しております。

以上です。

後藤（敦志）委員長

油原委員。

油原委員

前にもちょっとお聞きしましたが、基本的には地域の居場所づくりというような考え方でこの場所を活用していくというような考え方でスタートをするとお聞きしたんですが、その居場所づくりという考え方なんでしょうか。

後藤（敦志）委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

はい。今ご質問がありました居場所づくりというのも、このまいん「健幸」サポートセンターの大きな要素の一つとして考えております。

第5条の2号に交流サロンという形で特出しをしております。先日の金剛寺委員のご質問にお答えしましたが、ことし6月に国が認知症施策推進大綱というのを示してございます。その中で具体的施策として、高齢者等が身近に通える場の拡充というのが明記されておりますので、そういったものの受け皿にも十分使えるのかなと考えております。

もちろん事前登録は必要ですけれども、自由にそこに来ていただいて、お茶を飲みながら楽しく交流しながら、週に何回かのレッスンを受けていただくという、そういう流れが我々としてお示しできるのかなと考えております。

以上です。

後藤（敦志）委員長

油原委員。

油原委員

基本的には居場所づくりの中で健康サポートしていくというようなことだろうと思えますけれども、従来のまいんは、自由に行って、自由にインターネットや漫画を読んでというようなこと、事前申請をするというようなことではない。だから、地域の居場所といったら、申請をしたり登録をしたりするしかないというようなことでは、やっぱり自由に行き来をして、そこで交流したり、ちょっとした健康運動をしたりというようなことにはならない。

なぜ従来の「まいん」の考え方と違うのでしょうか。

後藤（敦志）委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

今回の改修に当たりまして、消防法で定められております使用目的がスポーツ練習場というカテゴリーに位置づけられたものですので、そうしますと建築基準法における準耐火建築物によっては、やはり不特定ではなくて特定というふうなことが法律で位置づけられておりますので、それに準拠するという形をとらざるを得ない状況でございます。

後藤（敦志）委員長

油原委員。

油原委員

要するに、特定多数というか、特定の方が利用するから、本当はやっぱり登録制というか、申請主義というのは、これは消防法の関係だろうと思えますけれども。この施設の使い方は一々登録して、申請をその場でしてなんて、自由にと。

やはりそこにインストラクターがいて、その人の動きとか、こんなふうに指導してやるとか。ときにはいろんな時間とか日にちを決めて、こんな運動というか、レッスンの時間があるよ、ですから皆さんどうぞ来てくださいよとか。そんな形の中でやっていくのかなとなれば、やはり運動というような形に特定をするのではなく、やっぱり不特定多数の方が健康づくりなり、居場所づくりとしての交流というか、お茶飲みとか、そんな形の中での利用というのはできないのだろうか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

今しがた申しました法律の規定で、そこにいる人が誰なのかということ把握していなければならぬという解釈だそうでございます。

プラスして、やはり高齢者層が多いところですので、万が一のときに、その方が誰なのか、緊急連絡先があるのかという、そういったものを施設管理側としては把握しておく必要性があるのかなと考えております。

いずれにしても一度登録していただいて、利用者カードを発行すれば、その方は自由に来て、その場でお茶を飲むことも可能ですし、レッスンを受けることも可能という形ですので、1回だけ登録をお願いしたいと考えております。

以上です。

後藤（敦志）委員長
油原委員。

油原委員

よく理解できないですけれども、登録すれば自由に使えますよというような話だろうと思えますけれども。

このインストラクターについて、雇用するというような形なのか、委託するというような形なのかわかりませんが、基本的には、登録者なりがいつ行っても決まった運動じゃなく、ちょっとした動きとか、自由に自分でやろうとするやつを正しくできるように指導してやるとか、そんな形の中で、私はインストラクターという人たちというのは常に常駐しなくちゃならないだろうと。

何とか教室というばかりでなく、ふらっと行ってちょっとボールをいじってとか、さっき後藤委員からあったように、ストレッチ等のマットとストレッチのやり方について正しく教えるとか、そんな形の中でやると効果が出てくるから、より楽しくいけるというようなこともあるので、やっぱり常駐させて、できるだけ多くの地域のお年寄りが健康づくりできるような環境をつくっていただきたいなと思います。

以上です。

後藤（敦志）委員長
ほかにありませんか。
石引委員。

石引委員

先ほど年齢制限はないということだったんですが、今までのまいんの、あの場所ですと、中学生ぐらいが結構足しげく通ってくださっているのが多かったと聞いているんですね。そうすると、今回スポーツということですが、子どもたちも結構運動不足の子が多いので、そのお年寄りのプログラムでも、結構小学生でも対応できるようなこともあるん

じゃないかと思うんですけども。小っちゃな子や小学生とかが、もし利用したいと言った場合には、やはり保護者同伴でとか、何かそういうことになるのでしょうか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

今現在として提供しようと思っておりますプログラムは、やはりどうしても65歳以上の高齢者対応なんですけど、走り出した後の状況によりまして、そういったご要望がたくさん寄せられるということになれば、例えば夏休み限定とか、そういった形でお子さん向けのプログラムの提供なども選択肢の一つとしてはよい課題としてとらえたいと考えております。

以上です。

後藤（敦志）委員長
石引委員。

石引委員

そういうのもいろいろちょっと検討しながら、高齢者向けなんだろうけれども、やはりそこを使っていたお子さんたちも結構多いと思うので、高齢者とふれあう場所ができる可能性も高いと思うので、そういうところも見据えてやっていただければと思います。

以上です。

後藤（敦志）委員長
ほかにありませんか。
大野委員。

大野委員

直営で館長1人と職員がローテーションでやるというお話がありましたけれども、この債務負担行為の補正の中で、いわゆるまいんの「健幸」サポートセンター管理運営に係る業務委託というのは599万9,000円が上がっているわけなんですけど、そういった何とか教室という形のものでの委託の合計と考えてよろしいでしょうか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

今回、債務負担を上げましたのが、あくまでもレッスンプログラムに関する業務委託の部分でございます。

以上です。

後藤（敦志）委員長
大野委員。

大野委員

そうしますと、個人の場合もあり、団体の場合でもあるというようなことで考えてよろしいでしょうか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長
個人、団体というよりも、利用者の方ということによろしいでしょうか。

大野委員
業務委託費ということで契約するわけでしょうから、一つ決まったということ、団体ということによろしいのでしょうか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長
レsspプログラム、インストラクターの派遣に関しましては、そういった派遣を生業とする企業がございますので、そちらのほうとの契約と考えております。

後藤（敦志）委員長
大野委員。

大野委員
わかりました。
団体ということで考えてよろしいんでしょうね。はい。
それと、先ほどの利用の許可というものが、8条ですが、市長に申請をして許可を受けなければならないということになりますと、先ほど登録みたいな形のことを言っていますが、1回そういう形で申請をして許可を得れば登録したことになるということで考えてよろしいのでしょうか。

後藤（敦志）委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長
我々としては、1回登録をしていただいて、個別にバーコード読み取りができる登録カードを発行したいと思っておりますので、その段階で、この条例に言うところの必要な許可がおりたという形で考えております。
以上です。

後藤（敦志）委員長
大野委員。

大野委員
登録カードをつくるということで、わかりました。
結構です。

後藤（敦志）委員長
ほかにございませつか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別がないようですので、採決をいたします。

議案第2号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第8号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

松尾教育部長。

松尾教育部長

それでは、お手元の議案書24ページになります。

議案第8号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

新旧対照表の8ページをごらんいただければと思います。

資料からもおわかりのとおり、本則に改正はございません。付則のみの改正となります。

今般の改正であります。いわゆるみなし支援員に係る経過措置について、本条例付則において、従来ですと令和2年3月31日まで適用することとされておりましたけれども、この経過措置期間を令和3年3月31日まで1年間延長しようとするものであります。

本来、放課後児童健全育成事業の支援員になるためには、都道府県知事または指定都市の長が行う認定資格研修を修了することが必要でありますけれども、本事業利用者が増加傾向を続け、それに見合う支援員の確保が大きな課題となっております。このため、本市におきましては、支援員の確保とともに支援補助員の認定資格研修の受講を促進しておりますが、いまだ全員が受講するまでには至っておりません。

このような状況から、本事業の民間事業者への業務委託を予定する令和2年4月以降においても引き続き支援員の確保が大きな課題と考えられます。そのため、みなし支援員に係る経過措置を延長して、直面する学童保育需要に応えるとともに、支援補助員への認定資格研修の受講奨励について受託事業者と連携して当たろうとするものでございます。

背景といたしまして、本年6月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」というものが公布されました。これを受けまして児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年10月に公布されました。これによりまして、令和2年4月1日以降、国の基準全体が参酌する基準に見直されることになりました。

そして、国の基準におきましては、いわゆるみなし支援員に係る経過措置については令和2年3月31日をもって終了することとされましたが、一方、各市町村の実情を踏まえ引き続きみなし支援員制度が必要である場合には、国の基準が参酌する基準に見直されることに伴って、各市町村の責任と判断のもと、その期間を延長することも可能になったというものでございます。

本市におきましては、先ほども申し上げたとおり、認定資格研修をいまだ受講していない支援補助員の状況、そして増加傾向にある学童保育需要に適切に対応するため、みなし支援員に係る経過措置の延長が必要であると判断したものであります。

説明については以上です。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員

全員がその受講を受けていないということですが、現実的に何人ぐらいの人が受けていないのかということと、結局、1年間、もう来年からは民間委託になるんですけれども、そういった人たちをも受け入れて受講していくような形なのか。私としては、初めから一定の資格のある人を採用してほしいと思うんですけれども、その辺の考え方を願います。

梁取文化・生涯学習課長

今現在の龍ヶ崎市の学童保育ルームの支援員等の状況でございますが、雇用総数につきましては111名です。先月ですけれども、支援員の資格研修がございましたが、それを含めると、現在支援員については64名、みなし支援員が23名、支援補助員が24名という状況になっております。

この措置の延長によりまして、来年4月からは民間事業者に運営の一部を委託することになっておりますが、契約に当たっての特記仕様書で、これらの茨城県が主催する研修については仕様書にも記載をしまして、毎年、対象者については研修を受けさせていただきますということで指示をしております。

また、この研修に限らず、市が主催する研修あるいは県が主催する別の研修については、今後も出席していただくように、事業者とともに対応していく予定になっております。

以上です。

後藤（敦志）委員長

ほかにありませんか。
大野委員。

大野委員

1年延ばすということは非常に都合が悪いということ、来年で終わると都合が悪いということになるわけですが、みなし支援員というのはどれだけ、現状、今の年度をやるのか、あるいはまたみなし支援、少なくとも報酬を受ければよろしいわけなんですが、なかなか進まない原因があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

後藤（敦志）委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

先ほどお話ししましたとおり、みなし支援員につきましては12月1日現在23名おるといところでございますが、市といたしましても、これまでも年間2回ほど県の主催の資格研修がございましたので、その都度、対象者には資格研修を受けるように促してございまして、実際、研修は土浦市内で行われておりましたので、その節は公用車で送迎をいたしまして、3日ほどの研修があるんですけれども、そちらへ出ていただくというような形をとってございました。

現在のみなし支援員の23名がどういう勤務状況かにつきましては、現在ちょっと持っていないですが、先般、状況を見ましたところ、資格要件としては24人のうち、最近入った

方でなければ、ほぼほぼ満たしておりますので、研修を受けてさえいただければすぐに支援員という形になれる方がほとんどでございます。

なぜ受けないかにつきましては、それぞれ家庭の状況や、土曜、日曜ということで研修が行われていますので、さまざまな要因はあろうかと思いますが、本人の資格ということにもなりますので、今後については、やはり民間事業者とともに、より一層資格研修の受講を促していきたいと思っております。

以上です。

後藤（敦志）委員長
大野委員。

大野委員

支援員とみなし支援員の待遇は同じなんですか。それともちょっと違うのでしょうか。

後藤（敦志）委員長
梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

現在、みなし支援員と支援員につきましては、待遇といたしますと、やはり給料面というか、時給面ということになりますが、現在、支援員とみなし支援員については同じ待遇とさせていただいています。

後藤（敦志）委員長
ほかにありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別がないようですので、採決をいたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例について、及び議案第10号 龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についての2案件につきましては、関連しておりますので一括して説明を受け、質疑を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、執行部から説明を願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

それでは、議案第9号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例について、でございます。

議案書は25ページ、新旧対照表は9ページになります。

また、議案第10号 龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、議案書は26ページ、新旧対照表は10ページとなります。

内容の一部が関連しておりますので、一括して説明させていただきます。

それでは、新旧対照表9ページをお願いいたします。

今回の改正の目的でございますが、令和元年9月末をもって一般社団法人竜ヶ崎市・牛久市医師会から牛久市医師会が離脱、独立をいたしまして、令和元年10月1日より一般社団法人龍ヶ崎市医師会となったことに伴いまして、条文中の医師会の名称を改めるものでございます。

医師会の名称変更につきましては、議案第10号につきましても同様の理由でございます。

さらに、議案第9号でございますが、特定健康診査に係る費用負担額について受益者負担の公平性から課税区分による免除措置を撤廃し、住民税非課税世帯に属する人からも自己負担金を徴収すること、また別表の特定健康診査、こちらは集団健診医療機関健診も1,200円から1,500円、また健康診査も1,200円から1,500円以内で、規則で定める額。がん検診につきましては、規則で定める細目ごとに1,350円から1,500円以内で、規則で定めると。これは集団健診でございます。

また、同様の内容で医療機関健診につきましては、5,090円から5,000円以内と。また、骨粗鬆症検診は730円から1,000円、肝炎ウイルス検診は830円から1,000円、歯周疾患検診は520円から500円に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

受診者の世帯が住民税非課税世帯にも料金をもらうということですが、この世帯数は。本会議でも質問があったんですけども、改めて伺います。

それと、近隣の市町村のこの受診料金というのが幾らなのか伺います。

後藤（敦志）委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

それでは、1つ目の質問の非課税世帯の割合について回答いたします。

非課税世帯の割合ですけれども、平成30年の特定健康診査の対象者1万6,067人中、非課税世帯の方は2,916人、割合にして18.1%となっております。

参考までに、その対象者2,916人中受診された方は527人、18.1%となっております。

近隣市町村の負担金ですけれども、竜ヶ崎保健所管内の特定健康診査について申し上げますと、まず、取手市が500円、牛久市が1,800円、守谷市が無料、稲敷市が無料、河内町が1,200円、利根町が1,000円、龍ヶ崎市が現在1,200円ということです。

以上です。

後藤（敦志）委員長

伊藤委員。

伊藤委員

それで、健診の中身が変わったと思うんですけども、ちょっとこれだけではわからないので、特定健診の中身がどう変わったのかということ。

あと、健診内容が変わる前は受診者が何人かというのを、今の非課税の方も含めて伺います。

後藤（敦志）委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長
2点目の質問について確認ですが、もう一度お願いしてよろしいですか。

伊藤委員
特定健診が1,200円から1,500円になりますよね。その内容がどんなものであるかということ。
実は国保の運営審議会でこのことがあったんですけども、そういった資料をできれば、値上げのことなのでここにいる委員にも配付することが必要だと思うので、今回はもう間に合わないですけども、次回からは、こういうことがあったら、ぜひ。それは要望しておきます。
それで、特定健診の中身が変更になっていますよね、そのことについてお伺いすると、前回変更になる前の受診者数、何人受診していたのかということと、それと、その受診者数の中に非課税の人が何人受診していたのか、ちょっとお伺いします。

後藤（敦志）委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長
お答えします。
初めに、特定健康診査の中身がどう変わっていくかというお話をしたいと思います。
現在、国民健康保険に加入している方は、特定健康診査の中で血液検査や尿検査などを受けていらっしゃるんですが、心電図、眼底、貧血に関しては、オプション検査として2,200円を払って受けていただいております。このオプション検査を基本項目の中にお入れして、それで料金を1,500円にしようとするものです。
そのほかにも、尿蛋白がプラスマイナスの方が毎年100人程度おります。この方々が早期糖尿病性腎盂障害の恐れがあることから、実際は1,500円かかる費用をいただくことなく、その方たちには尿中微量アルブミン検査という特殊な検査を改めて追加しようとするものです。
2点目の変更前の受診者の状況についてです。
特定健康診査受診者のうち83.8%が課税世帯の方に現在なっております。残りが非課税世帯の方になってはいるんですが、オプション検査につきましては課税、非課税どちらも7割以上の方、76%前後の方が2,200円を払って受けていただいている状況です。
以上です。

後藤（敦志）委員長
伊藤委員。

伊藤委員
健診の内容はわかりましたけれども、私は、今言った3つの検査を特定健診に入れて、全部で行なえば3,200円ぐらいかかるものが1,500円になるということについては非常に評価したいと思います。
ただ、今まで無料だった人が、やはり1,500円払うということについては、健康増進の上から言っても後退しているということなので、この議案については反対したいと思います。

それと、ほかのがん検診について値上げの部分があるんですけども、この理由についてお伺いします。

後藤（敦志）委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

質疑の中でもお答えした内容になるかと思うんですが、再度ご説明をしたいと思います。
受益者負担の算出の方法ですけども、委託料とか、健診勧奨通知の印刷製本費、結果通知郵送料など事務経費なども含めて1人当たりの総コストを算出し、2分の1を乗じている状況です。

がん検診におきましては、国の制度もさまざまに変わったりするということがございまして、勧奨通知などを新たに追加しながら強化してきたところですが、通知を行っている割には受診率が思うようにいかなかった場合には、直近3箇年の平均受診率で割り返しているものですから、やはりコストが上がる場合もあるということです。

以上です。

後藤（敦志）委員長
伊藤委員。

伊藤委員

今の受診の中で、事前に言っておかなかったんですけども、例えばこんなアップの金額、そうすると大体どれぐらい市民に対して影響があるのかという計算はしたことがありますか。

後藤（敦志）委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

詳細な金額につきましては、ただいま担当課で検討しているところですが、健診の種類によりましては200円近く上がっているもの、また300円近く下がっているものなどもありまして、その中で医療機関健診につきましてはやはり受診率を伸ばしていかなければならないという政策的な考えもあることから、バランスを見ながらの改定の方針になっております。

また、影響度については、さまざまな方からご質問を受けているところですが、特定健診につきましては検査項目の拡充などもございますので特段大きな影響はないと判断しております。また、今までオプションに払っていただいた金額をなくすことで、それらの金額をまたがん検診の負担金としてご活用いただきながら、受診率を維持、向上に努めていきたいと思っております。

以上です。

後藤（敦志）委員長
伊藤委員。

伊藤委員

どれぐらい市民にこのアップ率が影響するかというのはちょっと計算してないみたいですけども、私は、特定健診がほかのものが入って1,500円になったということは、ほかの市町村ではもう既にやっていることなので、ここは評価したいですけども、やはり非

課税世帯が新たに費用負担になるということについては、市の健康増進を進めるかという点と、福祉を後退させるという点では反対をいたします。

後藤（敦志）委員長
ほかにありませんか。
大野委員。

大野委員

この議案第9号につきましては、市長の提案理由としては健診費用について、特定健診審査等における一部検査項目の追加に伴う見直しに合わせて、全体的にわかりやすい料金体系となるよう改正するとともに、免除対象の見直しを行うものという提案理由になっておりますが、わかりやすい料金体系ということになりますけれども、私が見た範囲では、条例改正そのものが値上げとしか感じることはできません。

ちょっと課長にお聞きしましたところ、規則ではいろいろ調整、上げたり下げたりして、むしろ低く抑えていますとのご意見がありましたけれども、条例改正をなぜしなくちゃならないのかという疑問があります。1つには、先ほど課長の答弁としては、健診率のアップ、維持向上をしていくというようなお話がありましたが、どう考えても健診率のアップに、どうつながるんだろうかというような疑問があるわけです。そういう意味で、具体的な条例改正とは違う内部的な改正をすることと、どんなふうにして健診率のアップが上がるのかという質問をしたいと思います。

スポーツ健幸日本一を掲げて、その健診率のアップと健幸マイレージの実施ということを大きな意味では柱としているわけですから、健診率のアップが一番重要であるかと思うんですが、その点一つお願いしたいと思います。

後藤（敦志）委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

ご質問の値上げによって、いかにして受診率アップにつなげるのかということについては、実際、私たちそれぞれ健診の未受診者に対しまして効率的な受診勧奨方法はどのようにしたらよいかということを中心に検討しているわけですが、受診勧奨する際には、その健診に来ていらっしゃる方の年齢、それから何度勧奨しても来ない方の年齢など分析しながら勧奨しているところでございます。課税世帯であるとか、非課税世帯であるとか、そういった区分に関係なく、市民の方平等に勧奨通知を行っているところです。

今後の受診率のアップ方法としては、国や県がさまざまな受診勧奨に関する補助金などの工夫も行っているところであり、そういった新たな事業も活用しながら、積極的に受診勧奨を行っていきたいと思っております。

以上です。

後藤（敦志）委員長
大野委員。

大野委員

ちょっと答弁が違うように思いますけれども。

一つには、条例の改正を考えれば、受診料金がアップしているように思えますということと、課長からお話を伺った内容では、規則でプラスしたりマイナスしたりして、同じか、むしろ下がっているように思いますということですが、伊藤委員が言っている、何か表を出したほうがいいんじゃないかということと重なるかどうかわかりませんが、少な

くとも委員会にはそういった規則の中でほぼ横ばいというか、むしろ下がっていますみたいな形の内容を示していただかないと、審議のしようがないと思います。それはいかがでしょう。

後藤（敦志）委員長
松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

あくまでも担当課レベルでの考えというような案ですが、ただいまからそちらの表を配付させていただきたいと思います。

後藤（敦志）委員長
資料を配布願います。

【事務局資料配布】

後藤（敦志）委員長

今お配りいただいた施行規則の改正案、目を通していただきまして、質疑よろしいでしょうか。
大野委員。

大野委員

この負担金一覧の中では、今、時間をかけて見るわけにもいきませんが、ざっと見た中で、羅列してあります24項目の中で、6項目が20円とか90円とか、子宮頸がんにつきましては270円が安くなるということですが、7項目ですか。全体的に上がっているというふうにはできないんですか。

言うなれば条例の改正と同じように、当然こういった規則の件についても24項目のうち7項目が下がっていますが、17項目は上がっていると。そのように思うわけですが、当然私が思ったように、健診の料金は上がっていると。

一番大事なことは、健診率アップの阻害要因にならないのかということをご心配しているわけですね。そういうわけで、先ほどいろいろ受診勧奨についてのいろいろな方策はしているというお話ですが、料金についてもイメージが高くなったということは大変大きいような気がします。

スポーツ健幸日本一というような形で掲げまして、受診率をさらに上げようと。元気な高齢者が多いようにしましょうと。幸せを感じる方が多いとするためには、どうしてもそういった印象は大事じゃないかと思えます。むしろ下げるぐらいの気持ちで考えるべきじゃないかと思うんですが、また話長くなりますけれども、受診率の件につきましてはどうお考えですか。

後藤（敦志）委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

ただいまお配りした特定健康診査受診者負担金一覧につきましては、きょう現在の担当課の改正案として提示したところです。

今ご質問ありました、値段が上がることで受診率が落ちないのかなということをご懸念いただいているところですが、私たちもそれを全く心配していないということではございません。やはり今まで全く無料だった方が100円なりとも負担がふえれば、もちろんご自

身のお財布から出すわけですから、ご負担がふえるということも認識した上で、例えば集団と医療機関などで検査項目が同じであれば負担金をそろえていくとか、あるいは拡充していくものに関しては、再度コスト検査をし直してご負担を見直すなど行ったところですが、受診率が落ちないように努力をするということは引き続きやっていかなければいけませんので、どのような影響が出るかは、確実にこうなりますということはお答えできませんが、私たちとしては、健診をお金だけの問題ではなく、健診の会場でのスタッフの配置や、市民への配慮、それから受け付けの流れの工夫など、さまざまなことが相乗して、また健診を受けようという意識を持っていただけたらと思っています。

ですので、料金だけではなくて、いろいろなこと環境整備もしながら、今後、受診率が下がらないような努力をしていきたいと思っています。

以上です。

後藤（敦志）委員長
大野委員。

大野委員

努力する、いいことですが、現実、私も何年か前に健診率のアップについてご質問したわけなんですけど、ここ二、三年の受診率というものの、どのくらいに伸びているんでしょう。個々によって違うかもしれませんが、例えば一つ言えば、特定健診の受診率はどんなふうな推移になっていますか。

後藤（敦志）委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

特定健診につきましては、正直、上昇したり下降したりというところですが、平成30年度におきましては29年度より7ポイント以上の上昇が見られております。これについてはナッチ理論と申しまして、ちょっと後ろから背中を押したりすると受診していただけるような方に勧奨通知をしたことで7ポイント以上の上昇が見られたと思われまます。

そのほか、肺がん、大腸がんなどは横ばい傾向の受診率となっており、婦人科健診は保育環境の整備等によりまして24%を超えるような状況になってきておりまして、県内でも10位以内とか、そういった順位まで上げてくることでできております。

以上です。

後藤（敦志）委員長
大野委員。

大野委員

県内10位ということなんだろうけれども、日本一を目指していますから。ひとつその点で本当にマイナスイメージにならないように。マイナスイメージにならないようにと言っても、もう改正するということですからしょうがないでしょうけれども。健診率のアップで掲げております受診率に少なくとも近づき、あるいは越すようなことをお願いしたいと思います。お願いにもならないでしょうけれども、よろしくお願ひします。

後藤（敦志）委員長
ほかにありませんか。
油原委員。

油原委員

基本的に私は、こういう使用料、手数料等々については受益者負担というのは当然だと思いますけれども、今、健診料金を上げることによって、当然がん検診等も上がっていく。もうほとんどが上がるわけですが、それによって受診率が落ちないのかどうかというようなこと、それはそれで、またいろいろと状況を見ながら努力をしていただくということが重要だろうと。少しでも上げていただく努力をしていただくということです。

今回、この特定健診等について、検査項目がふえたよと。それから、特に尿検査については蛋白が出た場合は尿潜血等々の検査も追加をしてやっていくと。検査項目がふえて、1,200円から1,500円という形ですけれども、基本的には、実質下がっているんだろうと思います。

ただ、他市町村から比べると、牛久市以外は、従来はそういうことまで他市町村はやっていたわけですから、同じくしようという考え方の中で、多少それよりは高いですよということですよ。

ただ、基本的には、今、スポーツ健幸日本一というような、政策的に無料にするかどうかというのは、これは長の判断だろうと思いますけれども。逆に言えば、そんなことも思い切り、日本一というのであれば無料というところもあるんですから、そんなことの対応もやはり必要なのかなと、見せていく必要もあるんだろうと思いますけれども。

今回は、私は基本的には受益者負担というのが、そういう妥当な負担をしていただくというようなことは必要だろうと思います。

以上です。

後藤（敦志）委員長

ほかにありますか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第9号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤（敦志）委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第10号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第13号 龍ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例について執行部から説明を願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

それでは、議案第13号 龍ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例について、でございます。

議案書は30ページ、新旧対照表は16ページでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

これは本年度に龍ヶ岡公園テニスコートの6面を人工芝に整備し、そのうち2面をフットサルコートにも兼用できるように整備をしております。また、当該テニスコート6面にはナイター照明を設置することに伴い、施設利用料金を設定するもので、フットサルの利用時には1面、1時間当たり1,000円、ナイター照明の使用に際しましては、テニス及びフットサルともに使用時間1時間当たり600円とするものでございます。

なお、工事は年内に完了いたしまして、来年1月からの運用開始を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

テニス利用している人の利用状況と、あとフットサルの利用料金1,000円と照明使用の600円の算出根拠をお伺いします。それと、近隣自治体のフットサルの利用料金があれば、どんなふうになっているのかお伺いします。

それと、その前に、フットサルを設置しようとした経過があると思うんですけども、皆さんから要望があったのだと思っておりますけれども、その辺の経過だけお伺いします。

後藤（敦志）委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

まず、テニスコートの利用状況でございます。

龍ヶ崎市には龍ヶ岡公園、テニスコートを含めまして4施設、17コートがございます。平成30年度は4万2,199人が利用しておりまして、平成29年度は4万1,539人で660人が増加しております。5年前、平成26年度が3万8,287人でございまして、5年前から比べますと約4,000人増加しておりまして、利用者数は増加傾向にございます。

続いて、フットサルの利用見込みということですが、フットサルにつきましては、今回、照明設備を備えた人工芝のコートを整備するに当たりまして、ゴールポストを置くだけで気軽にできるスポーツでありますフットサルができる環境を整備し、多くの市民の方に利用していただき稼働率を上げたいということで整備をしたものでございます。昨年、平成30年度のたつのこアリーナでのフットサル年間利用は200件でありまして、約3,000人が利用しております。

また、指定管理者のほうでも、今回のフットサルコート整備によりサッカー教室等の開催を予定しているところでございます。

フットサルという競技は、ある程度の年齢を重ねてもプレーできるスポーツでもございます、子どもから高齢者まで利用できるスポーツでございますので、需要はあるものとして考えております。

フットサルの使用料の根拠でございます。フットサルコート1面分に係ります人件費、委託料、減価償却費等、施設運営に係る年間所要額を算出いたしまして、1時間当たりの原価コストを求めました。さらに、近隣自治体や民間施設の料金、それと当市のたつのこアリーナで行うフットサル料金などを勘案しまして、1時間当たり1,000円としたところでございます。

近隣自治体の状況でございますが、つくば市が、面積等が違いますけれども、1時間当たり530円、阿見町が540円でございます。当市の場合、民間施設ということで調査いたしまして、民間施設が龍ヶ崎市内にはないんですけれども、長山地区に隣接する民間施設がございまして、こちらは会員制、非会員制がございまして、会員制の平日で4,500円、非会員の日曜・祝日で6,500円ということで、4,500円から6,500円の範囲となっております。

当市のたつのこアリーナでは、全面使用で2,090円、半面で1,040円というところで、原価計算した結果と、これらの民間施設を考慮いたしまして1時間当たり1,000円としたところでございます。

それと、照明使用料の算出根拠でございます。

龍ヶ岡公園テニスコートにおける照明使用料の算出根拠ですけれども、照明の建設費用及び照明使用に係る電気料から1時間当たりの原価コストを求めまして、さらに近隣自治体の料金を勘案しまして600円としたところでございます。

近隣自治体の状況ですけれども、牛久市が660円、稲敷市600円、石岡市610円となっております。

以上でございます。

後藤（敦志）委員長

伊藤委員。

伊藤委員

つくば市は540円で半額ぐらいですけれども。やっぱり建設費が違うと理解していいんでしょうかね。その辺だけちょっと。

後藤（敦志）委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

つくば市の状況は実際に見たことがないので、場所的にもちょっとわからないですけれども。設備ですとか、その辺が違うのかなという気がします。もともとこういった料金なのかなと思っております。

後藤（敦志）委員長

後藤委員。

後藤（光秀）委員

まず、施設の利用できる時間というのは何時から何時までなのかをお聞かせください。

後藤（敦志）委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

現在、龍ヶ岡テニスコートは朝6時から18時、19時まで、季節によって違うんですけども、なっています。今回照明を設置したことによりまして21時までを想定しております。これにつきましては規則等で改正を予定しているところです。

後藤（敦志）委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員
ありがとうございます。
あと、もちろん予約して利用するんでしょうけれども、まず、何名からフットサルのコートを利用できるのか等のそういう制限はあるんでしょうか。

後藤（敦志）委員長
足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長
人数の制限、既定は特に設けておりません
申請者1人、2人でも、使いたいというのであれば貸し出す予定でございます。

後藤（敦志）委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員
例えば利用時間の制限というのはあるんでしょうか。

後藤（敦志）委員長
足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長
利用時間につきましても、時間単位での貸し出しとなっておりますので、今のところ1団体何時間までというものは設定しておりません。

後藤（敦志）委員長
後藤委員

後藤（光秀）委員
例えば個人で借りて、利用料を支払えばずっと借りてもいいんですか。

後藤（敦志）委員長
足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長
その辺のところは、運動状況によりまして、指定管理者と協議しながら、適切な時間、制限を定めるということも視野に入れながらやっていきたいと考えております。

後藤（敦志）委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員

フットサルのチームをやっている人たち、結構、僕の周りにいるんですけども。その辺は制限というか、ルールは決めておいたほうがいいと思いますよ。多分、ずっと借りっ放しでも、という考えの人いますよ。チームで練習やりたくてもできないという方々が多いので。そこで教室もできてしまう、個人で、という話になってしまうと思うので、その辺はちょっと考えたほうがいいのかなと思います。

あともう1点ですけども、市外の方でも同じ料金で当面考えているのでしょうか。

後藤（敦志）委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

先ほどの1,000円につきましては、指定管理者とも協議いたしまして、これは予約システム等もございますので、その辺で整理してまいりたいと考えております。

市内と市外の料金ですけども、龍ヶ崎市の場合は極力、公共施設の稼働率を上げる、いろいろな人に使ってもらいたいというところで、市内・市外一律料金としておりまして、今回も一律料金ということで考えております。

後藤（敦志）委員長

後藤委員

後藤（光秀）委員

ありがとうございます。

あと、個人、例えば何名からですとか、15名で借りるですとか、そういう団体に借りる場合には利用料金が変わるですとか、その辺の検討もされたほうがいいんじゃないかなと思いますので、これは要望としておきます。

後藤（敦志）委員長

ほかにありませんか。

油原委員

油原委員

1点だけ。

テニスコートがフットサルにも使えるというような、1面をテニスコートに利用したらフットサルはできないということだと思っんですけど、どうなんでしょうか。

後藤（敦志）委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

今回2面整備するんですけども、真ん中にカーテンのようなネットを設置しまして、両方できるような形で整備したいと考えております。

テニスコートとフットサルが同時にできるような形で考えております。

後藤（敦志）委員長

山宮委員。

山宮委員

すいません、確認ですけれども、例えばテニスコートで4面全部いっぱいになっちゃった場合には、フットサルとしては借りられないわけですよね。その辺が全部予約をしているながら、空いている日があればフットサルとして2面は使えるとか、4面使えるとか、そういうことなんですか。

後藤（敦志）委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

スポーツ施設の予約はインターネット予約でやっております、受付順の使用となります。あくまでも受け付けをされた時点での使用ということになります。

後藤（敦志）委員長

ほかにご質疑ございますか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別がないようですので、採決をいたします。

議案第13号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第14号 龍ヶ崎市立中央図書館に係る指定管理者の指定について、執行部から説明願います。

松尾教育部長。

松尾教育部長。

それでは、お手元の議案書31ページになります。

議案第14号 龍ヶ崎市立中央図書館に係る指定管理者の指定についてであります。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

本市中央図書館につきましては、平成27年度から指定管理者制度を導入しまして、その管理運営を行ってまいりました。当該指定期間が令和2年3月31日に満了いたします。そこで次期の指定管理者を選定するため、本年5月から公募等を初め、4つの事業者から提出されました申請書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行ったところであります。

当該審査において最も高い評価を得ましたシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を指定期間とした指定管理者に指定をしようとするものでございます。

参考までに、具体的な審査でありますけれども、本市教育委員会の諮問に基づいた龍ヶ崎市指定管理者選定委員会がその審査を担っております。審査結果について答申を受けておりますけれども、評価項目としては大きく2つに分かれております。1つ目が指定管理者としての適正、2つ目については管理運営計画の適確性となっております。そして、指定管理者に応募した4事業者の審査結果として、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の評価が最も高かったというわけでありまして、指定管理者選定委員会から

は、そのシダックス大新東ヒューマンサービスについて、本市中央図書館の管理運営に対する強い熱意を有している。財務状況が優良であり、継続的・安定的な施設管理を行う能力を有している。市民の文化教養の向上などに期待が持てる。利用者満足度の向上などに期待が持てる。指定管理料を大幅に低減しており、人件費など支出の根拠も明確な提案がなされている。最多となる人員配置のほか、勤務体制についても、司書資格を有する社員の割合が高く、人員数も多く提案がなされており、管理運営体制の向上に期待が持てるなどの評価がされております。

説明については以上でございます。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

山宮委員

1点だけお聞きしたいんですが、このシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が指定管理者になってから、以前の図書館の状況だとよく本が破損されていたり、そういう事故がすごく多かったと思うんですけども、そういうことについてはどうでしょうか。

後藤（敦志）委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

中央図書館収蔵の書籍の破損ですとか、そういったことについては現在もごくたまに見られるということでもありますけれども、目立って毎月報告をいただいたりとか、定期的な会議を開催していきまして、指定管理者との連絡調整はしているところですけども、そのような報告が頻繁にあるというようなことはございません。

以上です。

後藤（敦志）委員長

ほかに質疑ありませんか。

大野委員。

大野委員

今しがた松尾部長のほうからご説明がありました選定委員会で評価されたということですが、熱意がある、能力があるという中で評価された件で1点ちょっと気になったものがあります。委託料が低額になっているということですが、委託料が低額になっているというのは、5年間委託したものより安くなっている、あるいはまた4者を評価されたということですが、4者の中で安いと、どちらの意味なんでしょうか。

後藤（敦志）委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

ちょっと具体的な数字を持参しておりませんので、正確にはお答えできませんけれども、指定管理者選定委員会の評価でシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が1位と。2位の会社が株式会社図書館流通センターということでございまして、次点となっているところですけども、これまで5年間の実績がありまして、人件費ですとかそういったものについてはより具体的な提案ということでございまして、2位の次点の図書館流通セ

ンター以下についてはざっくりとした数字で提案がなされていて、細かな具体的な内容が示されていないというような形になっておりました。

数字的には、これまでの5年間の数字より安いということではないところがございますが、4者の比較の中では具体的な提案ということでされているということで考えておりますが。

後藤（敦志）委員長
大野委員。

大野委員

人件費についてはかなり詳しいということですが、これはまた5年間の実績というか、5年間について人件費の使い方ということは、より他者よりは明瞭だということは、それは当然だとは思えます。

今のお話しでは、5年間の委託料と、今回が安くなったわけではないというようなお話でしたよね、そんなわけで、低額になったということはどういうことなのかということでお尋ねしたんですが、4者についても安くはないんですか、どうなんでしょう。

後藤（敦志）委員長
梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

今、具体的な数字をちょっとお持ちしておりませんので、後ほどお答えするという形でのりしいでしょうか。各者の数字は今持ってこなかったものですから。

大野委員

松尾部長の説明で、こうなっているから、どうなんですかというお話をしたわけなんです。申しわけない。

後藤（敦志）委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

先ほども説明の中で申し上げたと思いますが、審査については龍ヶ崎市指定管理者選定委員会にお任せをされていて、その答申を受けました。その答申の中の評価項目として、先ほど申し上げたように、指定管理料を大幅に低減しており、人件費など支出の積算根拠も明確な提言がなされているということが記載されておりましたので、その全体、もっといろいろ書かれているんですが、それを紹介させていただいたということでご理解をいただければと思います。

後藤（敦志）委員長
大野委員。

大野委員

ご理解じゃなくて、そうやって説明したから、その根拠は何なんですかということを知っているわけですよ。当然だって、審議の中で、あるいは委員会の中でお話しじゃないでしょうか。

後藤（敦志）委員長

松尾教育部長。

松尾教育部長

評価結果の中で、効率性、その中の指定管理業務に係る経費などという項目がございませう。この項目の中ではシダックス大新東ヒューマンサービスが最も高い評価を得ております。したがって、この4者の中で一番評価が高かったということで理解をいたしております。

後藤（敦志）委員長

大野委員。

大野委員

つまり、4者の中での評価とか、審査とか、そういったものを見ないで、全然考慮しないで、5年間で継続だからいいでしょうというわけには、私はいかないだろうと思うし、だったら、そんなに審査する必要ないですよ。そういう意味で、4者がどんなふうな形でなっていて、具体的にはどうなっているのかと、そういうことを審査したいと思います。そういう意味でお願いしたいと思います。

後藤（敦志）委員長

ほかにご質疑ございますか。

暫時休憩いたします。

【暫時休憩】

後藤（敦志）委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

松尾教育部長。

松尾教育部長

失礼いたしました。

今回、指定管理者の公募に対しまして4つの事業者から応募がございました。そして、4つの事業者から提案をされた企画提案書、それからプレゼンテーションなどに基づきまして4者を比較しました。そして、その比較検討の中で、ただいまありました経済性と効率性という項目になります、効率性という審査項目の中に指定管理業務に係る経費なども含まれます。そして、シダックス大新東がこの項目については最も評価が高いということですので、経済性がこの4者の中では最も高く評価されたということでご理解いただければと思います。

後藤（敦志）委員長

よろしいでしょうか。

大野委員。

大野委員

まあ、よろしくないけれども。

こればかりでなく、その後の指定管理者の問題もそうですが、例えば4者なら4者で、どのような評価のされ方をして決めたかということが、やっぱり我々には必要だろうと思うんですよ。でなければ、結局、その選定委員会で決めたから、こういう評価をしたから、ああ、そうですかということでのみ進めてよろしいのですかということではな

いんですよ。そういうことでなくて、やっぱり委員会で審議をするというのは、私にとっては、仮に4者だったら4者のこういった評価をされまして、したがってこういう形で決定しました。いわゆる選定委員会で決定しましたから委員会の皆さんもよろしく願います、あるいは議会に願いますというようなことであるんじゃないかと思って。私は質問したんですよ。

情報公開でないとだめですか。情報公開であってもだめなんですか。

後藤（敦志）委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

具体的な情報公開の請求に基づいて出せるところ、出せないところを判断されるようになると思いますので、どこまで出せて、どこから出せないかというのを現時点で、ここでお示しすることは、ちょっと難しいと思っております。

後藤（敦志）委員長
大野委員。

大野委員

納得しないけれども、評価しようがないから、それはそれで。

後藤（敦志）委員長
ほかにご質疑ありますか。
伊藤委員。

伊藤委員

前回と同じところが指定管理するということですがけれども、市のほうで、市民の皆さんから図書館業務についての苦情、先ほど本があれということはあると思うんですけども。そのほかにもあったと思うんですけども、そういう対応について、ここがきちんとしているという評価はどんなふうになっているかだけ1点お伺いします。

後藤（敦志）委員長
梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

市民からの苦情については、指定管理者の対応としましては、ボックス等を置いて常時、苦情等も含めたものを受け付けをしまして、それに対する対応をどうしたかということ、1階のフロア内でそれに対しての対応を掲示するというようなことで、その都度、どのような対応をしたかということ、市民の皆さんに評価していただけるような形で掲示板を設けるような努力もされております。対応しないで、そのまま放置されたとか、そういったことはないと思われま。アンケート調査でも、その結果については満足されている方が比較的多いというところでございます。

後藤（敦志）委員長
ほかにありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第14号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議ありますので、挙手採決いたします。

議案第14号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤（敦志）委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第15号 龍ヶ崎市都市公園に係る指定管理者の指定について、議案第16号 龍ヶ崎市運動公園に係る指定管理者の指定について及び議案第17号 龍ヶ崎市高砂運動広場に係る指定管理者の指定についての3案件につきましては、関連しておりますので一括して説明を受け、質疑を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、執行部から説明願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

それでは、議案第15号 龍ヶ崎市都市公園に係る指定管理者の指定について、でございます。議案書は33ページでございます。

続きまして、議案第16号 龍ヶ崎市運動公園に係る指定管理者の指定につきましては、議案書は38ページでございます。

続きまして、議案第17号 龍ヶ崎市高砂運動公園広場に係る指定管理者の指定につきましては、議案書は43ページでございます。

関連しておりますので、一括でご説明させていただきます。

これは議案第15号から17号におきます龍ヶ崎市総合運動公園ほか13施設の指定管理の期間が令和2年3月31日をもちまして満了することとなりましたことから、本年9月上旬から中旬にかけて次期指定管理者の募集を行いましたところ、たつのこまちづくりパートナーズ、この1者からの申請があり、プレゼンテーションを受け、龍ヶ崎市指定管理者選定委員会における適確性の評価など、審議の結果、次期指定管理者の候補をたつのこまちづくりパートナーズに選定いただいたところでございます。

このたつのこまちづくりパートナーズは、代表者をコナミスポーツ株式会社、構成員に常陽メンテナンス株式会社、東洋グリーン株式会社、また今回新たに、特定非営利活動法人クラブ・ドラゴンズとなっております。地方自治法第244条の2第6項及び龍ヶ崎市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定に基づきまして、今回の議会において指定管理者の指定を議決していただくとするものでございます。

なお、指定管理の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

説明は以上でございます。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

山宮委員

今回、クラブ・ドラゴンズがここに構成員として入っているんですけども、それ以外の3者については以前から指定管理をされていたと思うんです。今回、このクラブ・ドラゴンズが加入した理由というのはどういうことでしょうか。

後藤（敦志）委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

今回の指定管理者の選定に当たりましては公募ということで、4者の企業体での申請があったわけですが、これまで5年間の指定管理の中で運営の評価ですけれども、指定管理選定委員会での評価は非常にいい評価でございました。しかしながら、指定管理運営の中でも、たつこのフィールドの機材、備品管理や総合運動公園以外の屋内施設の整備点検、清掃が課題になっていたこともございました。また、たつこのアリーナ以外の屋外施設の稼働率についても若干低いところがあったということで、課題となっております。

今般、クラブ・ドラゴンズがたつこのフィールドの管理、それと屋外施設の巡回点検等を担当し、また屋外施設において各種教室を実施することにより、施設の適正管理、可動率の向上を図ることが期待されるところで、現在の指定管理者側にとっても大変有効であると判断し、指定管理者の構成員となったということでもあります。

以上です。

後藤（敦志）委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

管理を行わせる公の施設がいろいろあるかと思うんですけども、この幾つかの会社の中で代表者と構成員の役割というか、仕事の内容、今ちょっと説明ありましたけれども、具体的に、例えば東洋グリーン株式会社がどのようなお仕事されるとか、常陽メンテナンスがどんな仕事されるとか、市民の方はわからないので、何かあったときには必ず市のほうに連絡がいて、ここをああしてほしい、こうしてほしいって要望があるかと思うんですが、その際にはどのような形で連携をしてお仕事していただくのでしょうか。

後藤（敦志）委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

まず、そういった要望等がある場合は、直接市に来る場合、直接指定管理者側にいく場合がございます。月に1回は必ず定例会議をしております、その場で情報共有をしているというところで、代表企業のコナミスポーツのほう为代表になっておりますので、そこから施設設備の日常点検、清掃等を管理する常陽メンテナンス、それからフィールドやスタジアムの芝生管理をしている東洋グリーンと連携をして、苦情等の対応をしているところでございます。

以上です。

後藤（敦志）委員長

山宮委員。

山宮委員

ことしですけれども、北竜台公園なんですけれども、野球場の周りに除草剤をまかれて、地域の方から苦情がありました。そういうことに関しても、本来であればプロの方たちがメンテナンスをしなきゃいけないんですけれども、除草剤をまくということはどういうことなんだというので、市民の方から私自身叱られました。それで市のほうにお話をして、市のほうが、やはりコナミが管理しているのもということで言われていたんですけれども、こういう状況の中でたくさんの方がかかわることで、きちんと業務ができればいいんですけれども、全部人任せになっていくと、そういうよくない部分も見えてくるんじゃないかなというのをちょっと心配するんですけれども、そこについてはいかがでしょうか。

後藤（敦志）委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

スポーツ施設14施設あるんですけれども、これを1つの会社で全部やるというのは不可能であると思っております。それぞれ得意分野でございます施設の受付ですとか、スポーツ教室等はコナミで実施する。コナミが統括して設備管理等を代表となって管理するというので、それぞれの構成する会社がそれぞれの業務を担当することによって円滑にしていると感じております。

円滑に回すために、市と定期的な会議、協議をする場を持っております。

以上です。

後藤（敦志）委員長

ほかにありますか。

大野委員。

大野委員

1者しか応じないというような結果ということですが、想定外の結果なんでしょうか、想定内の結果なんでしょうか。おかしな質問ですが、1者だけでなくやはり数者が応じるような内容はできなかったのかと。どういった形の経緯だったのでしょうか。

後藤（敦志）委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

私どものほうも、公募の段階で数者が来るものと予想しておりました。実際、申請において事業者説明会を実施しておりまして、14者、15名の方が参加をされております。実際、申請受付期間において、たつのこまちづくりパートナーズ1者のみということでございました。

やはりその背景には、これまでの実績、非常に施設を利用されている方が多い。指定管理者選定委員会においても高評価を得ているというようなところで、ほかの企業の方が申請しなかったのかなと考えているところです。

以上です。

後藤（敦志）委員長

大野委員。

大野委員

わかりました。

説明の中で、15者が事業者説明会に来て、1者になったということで、やればわかるかと思うんですが、そういった説明が欠けていたもので、ちょっと不審に思ったわけでございます。

以上です。

後藤（敦志）委員長

ほかにありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別がないようですので、採決をいたします。

議案第15号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第16号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第17号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

暫時休憩いたします。

【暫時休憩】

後藤（敦志）委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第19号 市有財産の取得について、執行部からご説明を願います。

松尾教育部長。

松尾教育部長

それでは、お手元の議案書50ページです。

議案第19号 市有財産の取得についてであります。

本市は学校給食センターの老朽化、それから学校給食衛生管理基準への適合及び児童・生徒の減少傾向を勘案しまして、第1調理場及び第2調理場を統合した新学校給食センターの建設事業を推進しております。その建設用地として龍ヶ崎市馴馬町字中曾根3017番4

外10筆、合計8,867平方メートルの土地について3,910万1,300円で取得しようとするものであります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

背景を説明させていただければと思います。

第1調理場につきましては昭和58年度建築で、建築後およそ35年が経過しておりまして老朽化が進行しております。修繕工事や調理設備の更新を繰り返しながら供用を続けてまいりましたが、大規模修繕が必要な状態になっていると思っております。

また、ウェット方式の施設ではありますけれども、業務の工夫によってドライ方式で運用しておりますが、学校給食衛生管理基準を満たしている状態ではないという状態でございます。

そして第2調理場です。こちらは平成10年度建築で、建築後およそ20年が経過し、老朽化が進行しております。特に調理設備については更新時期を迎えております。また、建設当初から地下ピットで多量の地下水の流入が続いており、毎日その排水を行っておりますけれども、滞留水に起因する異臭や害虫の発生が見られるなどの課題もございます。こちらは建設当初からドライ方式ではありますけれども、やはり現在の学校給食衛生管理基準を満たしてはいない状況でございます。

第1調理場及び第2調理場の調理能力は、いずれも1カ所では市内小中学校全ての給食を調理する能力を有しておりません。そのため、学校給食の提供を続けながら老朽化対策及び学校給食衛生管理基準に適合した調理環境を整えた施設を整備するためには、新たな施設の建設が必要になるというものでございます。

そして、新学校給食センターにつきましては、本市の公共施設再編成の第1期行動計画に位置づけられております。当初の予定では、既存の市有地を活用して建設を想定したところでありまして、既存の市有地だけでは不足することが明らかになりまして、隣接地の購入を計画いたしました。しかしながら、地権者の理解が得られず断念した経緯がございます。その後、複数の候補地を比較検討しながら本件土地を建設に決定した経緯がございます。

このようなことから、当初計画からは大きく遅延し、まことに心苦しい限りでございます。現在の第1調理場及び第2調理場の現況を勘案すれば、新学校給食センターの建設に速やかに着手することが必要不可欠であると考えております。

本市の児童・生徒約5,700名を含みます毎日6,100名程度への給食を調理しておりますけれども、安全・安心の学校給食を提供するためには、これ以上の遅延は何としても回避したいと思っております。そのための土地の取得についてご理解をいただければと思います。説明については以上です。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

石引委員。

石引委員

今、部長から速やかに建設というお話だったんですが、先月ですか、文教福祉委員会で視察に行きまして新しい給食センターを見てきたんですけども、その施設の近隣には住宅地もあって、住宅地の方と問題がないんですかという話の中で、今の施設ですと、においが全然出ないような施設であるので、本当に近くに住まわれている方がいらっしやうたんですけども、非常に仲よくやっているということで、特に問題とかクレームはないというお話を伺ってきました。

もともと、先ほど部長も言っていましたけれども、複数の候補地ということで、私が記憶しているのは白羽に市の土地があって、そこは住宅地になっているので、それでちょっ

と候補から外れましたということだったんですけれども、今の給食施設であれば住宅地であっても問題ないのかなと思った次第ですけれども、その点について、候補地から外れた際に、やはりにおいと、そういう問題が住民の方からあったのかどうか、再度確認したいなと思います。

後藤（敦志）委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

その件に関しましては、白羽4丁目市有地ですけれども、そこにつきまして検討いたしました。今言ったように、においという問題も多々あるんですけれども、そのほかにも配送時間、そういう問題もありますので、そういうことが影響、あと、地域住民、白羽ですと大分住宅地等もあります。

また、配送車及び調理員など含めると結構な人数、通学路に車両が入るという状況もありますので、そういうことから、においの問題で近隣に確認した経緯はございません。

以上です。

後藤（敦志）委員長

石引委員。

石引委員

近隣に確認はしていなかったわけですね。ただ、こちらの判断でにおいもあるであろう、配送時間の問題、地域住民の方とか通学路とか、車両が入るからということで候補から外したということなんですよ。

見てきた施設も、車両の入る道路もそんなに広くとっていなかったんですよ。6メートルぐらいの道路でも十分行き来できたのを見てきました。

ですので、私としては、もう、すぐにでも建築してもらいたいと思うんですけれども、あえてこのいびつな土地を買って建設するのはどうなんだろうかと思いますので、私はこの議案に対しては、ちょっと今回申しわけないですけれども反対させていただきます。

後藤（敦志）委員長

油原委員。

油原委員

質問させていただきます。

1つは、今の石引委員とちょっと重なる部分があるんですけれども、やはり当市は学校の統廃合があったりとか、今の白羽の公園から譲り受けた土地とか、要するに、今後どう活用していくかというのがあるわけです。そういう中で、そういう十分な検討がなされたのか。そういう中でなぜこの場所が選定されたのか、その理由についてお伺いいたします。

後藤（敦志）委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

以前にもいろいろとお話ししているんですが、部長からも今お話しがあったように、給食センターというのはインフラの状況、給食の配送時間など必要条件がございます。幾つかの候補地、1つには馴馬町の教育センター、市民活動センターのところを選定いたしま

して、一部の土地を拡張した上で建設することを検討いたしました。その結果、一部の土地について購入することができなかったということで断念した次第です。

また、学校給食センター第1調理場の脇、東側の拡張については、インフラ、配送時間は特に問題がないということを確認しまして、適地であると判断しまして地権者との交渉を行いました。その結果、やはり土地の購入が難しいと、一部の地権者から拡張に関して、購入についてはちょっと難しいというお話がありましたので、第1調理場の東側については断念いたしました次第です。

また、石引委員からもありましたように、白羽につきましても、先ほども言ったように配送時間等もありますけれども、やはり地域住民の方々と隣接しているということで、地域住民の方に影響を及ぼす可能性が大であるということから見送られたという状況です。

今の土地につきましても、候補地についていろいろと検討したんですけれども、やはり配送時間、インフラの状況など、それに第1調理場に近いということで問題ないだろうということで、まず事前に地権者の方々に意見を確認したところ、了解が得られたということで候補地としたところでございます。

後藤（敦志）委員長

油原委員。

油原委員

今の市民活動センター、教育センターについてはいろいろとやって、地主の協力も得られなかったとかいう話ですけれども、石引委員からもありましたけれども、今の給食センターは臭気対策というのはもう絶対的にやっておりますから。隣接にも民有地などいっぱいありますよ。現実的にあるわけですよ。

ただ、白羽にしても、やっぱり地元と当たったのかどうかね。北文間小とかありますよね。どう活用していくか。ああいう用地についてもどうなのかとか。そういうことは十分に、地元に入ってそんな検討をしたんだろうか。お伺いをいたします。

後藤（敦志）委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

学校敷地の部分につきましても、北文間小跡地につきましても検討したんですが、そちらのほうはインフラが整備されていないということで、難しいだろうと。

あと、洪水などの問題もあるだろうということで、断念しました。浸水等もありますので、そういうことから断念した次第でございます。

白羽につきましても、やはり地域住民、交通量等も考えますと、インフラなどにつきましても整備されている状況ですが、配送時間等などがありますので、そういう観点から地域住民に及ぼす影響は多いだろうということで見送った次第でございます。

後藤（敦志）委員長

油原委員。

油原委員

いろいろ検討したということですが、白羽については、脇なんか運送会社ですよ。朝から晩まで車が動いていますから。給食センターのほうは時間帯しか動きませんので。そんな交通の支障というか、近隣への影響なんていうのは少ないですよ。十分検討したのかどうかあれですけれども、それ以上言ってもあれですけれども、十分検討されていないのかなという気がしますよね。

それと、今回の取得の場所ですが、間口が7メートルと言いましたよね。間口は何メートルあるんでしょうか。

後藤（敦志）委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長
十四、五メートルございます。

後藤（敦志）委員長
油原委員。

油原委員
前に説明で、7メートル程度という話だったから、門扉をつくってやったら、本当に4メートルぐらいしか入れないのかなという気がしました。15メートルあれば。
次の質問に移ります。
今回用地取得に当たって不動産鑑定をかけた。この鑑定価格について低いのから高いのから、その幅についてお聞かせください。

後藤（敦志）委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長
鑑定の高いの、低いのということですが、鑑定結果を持ち合わせないんですが、不動産鑑定につきましては2者に不動産鑑定をお願いしまして、それで一番低い単価を選定しまして、それで地権者のほうと当たった次第でございます。
道路のほうとの接道部分に対しましては、1平方メートル当たり8,900円でございます。非接道地に関しましては1平方メートル当たり3,900円でございます。

後藤（敦志）委員長
油原委員。

油原委員
鑑定価格の低いほうをとったということ、ですからこの単価で買収をしたということだろうと思いますけれども。財政収支見通しとか、アクションプランを見ると、今年度の数値と詳細が違うんですが、7,100万円、7,300万円と書いてあるんですが、令和元年度ですね。来年が7億2,500万円、再来年が17億6,300万円、4年開設に向けてということなんだろうと思いますけれども、この用地費については国庫補助対象になるのでしょうか。

後藤（敦志）委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長
土地につきましては国庫補助対象にはなりません。

後藤（敦志）委員長
油原委員。

油原委員

今回用地取得に当たって、今回補正にもものっていないし、当初予算にもものっていない。何を使うのかなということ、多分、土地開発基金を使うんだらうと思いますけれども。なぜ土地開発基金を使うのか教えてください。

後藤（敦志）委員長

松尾教育部長。

松尾教育部長

お答えいたします。

本件の土地取得につきましては、議員の今ご指摘のとおりで、土地開発基金を活用するということであります。そして、本件事業の円滑な推進のために、施設整備の前に土地を取得するという、いわゆる先行取得事業であります。そういったことで、この先行取得事業のやり方としては、土地開発基金で取得する場合と、公共用地先行取得事業特別会計での取得の2つあって、いずれにしても事業の着手前に取得をします。

ただし、事業の前に取得をすると財源の措置が一切なくなってしまうので、施設整備をする年度において土地の取得をすると、いわゆる地方債の対象になります。それで財源を確保するという、そういう財政運営上の仕組みがありますので、本件につきましては土地開発基金を活用させていただいて、施設整備などの年度において土地の取得経費を計上させていただいて、財源として起債を充当すると、そういうようなことで考えております。

後藤（敦志）委員長

油原委員。

油原委員

土地開発基金というのは、基本的には先行取得ですよ。計画の中で将来あるからそれを先行取得していくという土地開発基金の使い方ですけども、今年度はもう事業が始まっている。事業が始まっているのになぜ先行取得なんですか。

後藤（敦志）委員長

松尾教育部長。

松尾教育部長

起債の対象事業としては、その基本計画や基本設計などについては、実は起債の対象経費とはならず、施設整備をするのに合わせる形で連続して実施設計や用地取得をするとその起債の対象になるということがありますので、今年度については、少なくとも適債性がないので、先行取得させていただきたいということです。

後藤（敦志）委員長

油原委員。

油原委員

起債というのは、その事業に対して対象と認めるかどうかということもあるんですか。要するに、この起債は全く単独費ですよ。後で一般財源で買い戻すみたいな形ですから。だから、補助事業であれば起債を起こして、その財政力指数に対して半分返ってくるとかというようなことはありますけれども。要するに全くの一般財源ですよ。市が借金してやるということですから。ですから、この起債が実際に事業に入っていくとき、上物を誘導

するときに起こさないと、この起債は起こせないということでは私はないんだろうと思いますけれども、そんなことないんですか。

後藤（敦志）委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

道路の用地などの場合は、その土地そのものが起債の対象になったりするわけですが、施設を整備する場合は、施設整備の請負工事等の経費については起債の対象になってくるんですが、土地については直接起債の対象にならないんですね。ただ、上物と一体でやる場合、同じ年度で一体にやる場合、あるいは連続してやる場合は、土地についても上物と同じ起債の対象にしますよという仕組みがあるものですから、先ほども言ったように、事業の円滑な推進のために先行して土地を買う場合は、公共用地先行取得事業で買う、この場合は公共先行取得事業債という別の起債を起こすんですけれども、いわゆる本債に切りかえるということをするんですね。

今回、土地開発基金のほうが、実際に金利にも余り影響しませんので、こちらのほうが有利だということで土地開発基金を使わせていただいたんですが、いずれにしても上物の建設までにまだちょっと年数があるものですから、その間のつなぎとして財政手当といえますか、資金手当が必要になると、そんなことです。

後藤（敦志）委員長
油原委員。

油原委員

土地開発基金って非常に見えないですよ。こういう事業大きいですから、2,000平米以上、1億5,000万以上で議会案件ではこうやって出てきますけれども。ちょっとしたその辺の土地を買う、米町のあの土地とか、文化会館の脇の土地なんていうのは一切出てきませんから。予算にも何も見えてこないですね。最終的に買い戻すときに一般財源で予算化して、要するに行政財産にするのには買い戻すしかありませんから。そういう形だろうと思いますけれども。

そういう意味では、やっぱり財政負担の平準化みたいなものもあるんだろうと思いますけれども、やはり補正なりをして予算化をして、3,900万円で取得をしていくということが非常に見えてわかりやすいんだろうと思いますが、やっぱり起債の関係で、予算の平準化と、起債を起こせばすぐ返す必要がないから、少しずつということの、そういう平準化ということ。財政の事情の問題でこういった予算化をしていかないんでしょうか。

後藤（敦志）委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

本件の財政的な措置としましては、公共用地先行取得事業特別会計を設置して取得する場合と、この土地開発基金を使って取得する場合と2つ考えられまして、いずれの方法にするかについては庁内で検討させていただきました。結果的に土地開発基金でやりましょうということになったという次第であります。

後藤（敦志）委員長
油原委員。

油原委員

最後に、先ほども言いましたけれども、土地開発基金というのは先行取得ですよ。だから給食センターの事業というのは、アクションプランとか財政収支見通しにのっているわけですよ、もう。今年度7,100万円とか、この事業何やるのかちょっとあれですけどもね。だから、先行取得に当たらないんだらうと。ただ、その起債の関係で開発基金の金を使ったということであればね。そういうことなのか。ですから先行取得に私は当たらないと思うんですが、考え方をお聞かせください。

後藤（敦志）委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

起債を使った事業として見ると先行取得という取り扱いになります。
以上です。

後藤（敦志）委員長
ほかにありますか。
山村委員。

山村委員

先ほどのご説明の中で、第2調理場のほうは築20年たっていて、地下水の流入というキーワードを先ほどちらっと伺ったんですけども、それはどんな事象が起きたのでしょうか。

後藤（敦志）委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

地下ピットに水がたまってしまうような状況でございます。それをポンプでくみ上げて排出しているというような状況です。地下水がちょっと高いので、それが上がってきてというような状況で、地下ピットにちょっと上がってしまうという状況です。
以上です。

後藤（敦志）委員長
山村委員。

山村委員

それは、今度の新しい調理場の土地のすぐ近くなんですけども、そこでは起こり得ないようなものなのか、それとも何かしらの特別な対応をしようとしているのか、教えてください。

後藤（敦志）委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

第1調理場も同じように地下ピットになっているんですけども、地下水が上がるような状況にはなっておりませんので、想定といたしましては、そのような形にはならないと考えております。

後藤（敦志）委員長
山村委員。

山村委員
ありがとうございます。

後藤（敦志）委員長
ほかにありませんか。
大野委員。

大野委員
2者の不動産鑑定価格をして平米8,900円が接道した部分、あるいは奥の部分は平米3,900円ということでもって鑑定をしたということですが、参考場所というか、通常3カ所ぐらいは参考にするのではないかと思います、いかがでしょう。

後藤（敦志）委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長
不動産鑑定につきましては、不動産鑑定の観点から言いますと、土地を一体化で使う場合は一つの土地でもいいというような形ですね。

後藤（敦志）委員長
そうではなくて、批准にした土地が何カ所あるか。
神永学校給食センター所長

神永学校給食センター所長
すいません、批准ですか。
大変申しわけございません、今資料を持ってきていないのですが、最低でも3カ所以上は実施しております。申しわけございません。

後藤（敦志）委員長
大野委員。

大野委員
出ないということですが、本来、こういう審査をするという場合には、どういった場所を参考にして、そして結果的には平米当たり幾らになったという説明があつてしかるべきだと私は思うんです。あくまでも財政負担は少ないほうがいいですし、石引委員、それから油原委員のように、ほかの場所があるのではないかとされることについては、なおさらそういった意味で財政負担を少なくしたような形の努力というものは言い得てしかるべきじゃないかと思うんですが。わからないというから仕方ないんですが、後で出してもらったほうがいいのかな。それは出ないんですか。

後藤（敦志）委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

大丈夫です。後ほど回答いたします。

後藤（敦志）委員長

そのほか質疑ございませんでしょうか。

この際、議案第19号について、委員として質疑をしたいので、会議規則118条に基づき、暫時、副委員長と席を交代したいと思います。

暫時休憩します。

【暫時休憩】

山村委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、委員長の職務を行います。

後藤敦志委員。

後藤（敦志）委員

何点か質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、議案の部長のご説明の中で、第2調理場について当初からドライで設計されていますが、現時点では学校給食衛生管理基準に適合していないというご説明があったんですけれども、私の記憶だと、公共施設再編成の施設管理の中で第2調理場については学校衛生管理基準には適合はしているというような記載があったと思うんですけれども、その辺いま一度確認させていただけますか。

山村委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

適合は現在、第2のほうもしていません。

山村副委員長

後藤敦志委員。

後藤（敦志）委員

わかりました。

続きまして、先ほど来お話しした白羽4丁目ですけれども、私もここを候補地として外してしまうのはなぜなんだろうかということを今年度の予算特別委員会の中でもご指摘をさせていただいたところですが、その中で、配達時間というお話があったんですけれども、これ基準として、調理後何分前に配送しなければいけない、こういった決まりがあるのでしょうか。

山村副委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

国のほうの基準におきまして2時間以内という規定がございます。

山村副委員長

後藤敦志委員。

後藤（敦志）委員

今皆さんからお話あったと思うんですけども、白羽4丁目の土地から一番遠くでも城西中だと思うんですけども、この龍ヶ崎市という市域内で調理後2時間以内の配送というのはどこであっても可能かなと思うんですけど。

山村委員長

松尾教育部長。

松尾教育部長

給食をつくって配送が始まってから食べるまで2時間という規制がありますので、先ほど少し説明が足りなかったんですが、白羽地区については当初、喫食時間というんですけども、これについて非常に懸念が大きかったところです。その後再度調査をして、一番遠いと思われる城西中、長山小についてぎりぎり間に合うと。ですから、何かあるとちょっとまずいけれども、通常であれば間に合う。ただ、そういう懸念があるというような、そういう位置関係にあるという状態です。

山村委員長

後藤敦志委員。

後藤（敦志）委員

わかりました。

何かあったらというところがやはり懸念ということですね。その点については理解いたしました。

部長のご説明の中でも喫緊の課題ということで、できるだけ早く新給食センターをということで、今回の用地取得ということだとは思いますが、予算委員会的时候でも質問させていただいたんですけども、やっぱり城南中の跡地という令和4年度以降というところを考えると、インフラ等も考えて、ここがかなり有効な土地なのかなとも思うんですけども、その辺の検討というのはされていないのでしょうか。

山村委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

現時点で給食センターですけども、現在の調理施設設備関係が大分老朽化しております。それから今議員がおっしゃったように4年度以降という形になってきますと、どんどんおくらせてしまうと。そうなった場合、給食設備は機械も特別注文という形になりますので、常時ある既製品という機械ではございません。そうなりますと給食に大分問題が発生するだろうということで、なるべく早く新給食センターを建てて、安全・安心な給食を提供したいと考えております。

山村副委員長

後藤敦志委員。

後藤（敦志）委員

最後です。

昨年、平成30年12月の補正の中で給食センター基本計画の修正がございましたよね。その結果といたしますか、その内容ですね、建物の延べ床面積であるとか、調理食数であるとか、そういったものがわかれば教えてください。

山村委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

基本計画の修正は、今現時点で修正をかけている途中なので、大変申しわけございませんがそのところはご理解いただきたいと思います。

山村委員長

後藤敦志委員。

後藤（敦志）委員

わかりました。

所長も一緒に当委員会の視察に行ってくださいだったので、ご存じだと思うんですけども、姫路市のほうの。あそこは整形地ですけども、6,000平米ぐらいの敷地で最大8,000食をつくれると。当市の今後の児童・生徒数を考えれば6,000食ぐらいになるのかなと私は予想はしているんですけども。であれば、整形地と今回不整形地という違いがあるとは思いますが、そういったほかの給食センターの実績などを見ると、今回不整形地とはいえ8,867平米というのは、少し土地として過大な広目の土地になってしまうのかなとは思いますが、基本計画はまだ決まっていなくてわからないかもしれないんですけども、やはりこの8,867平米は必要だというような判断でしょうか。

山村委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

今、姫路市のほうにつきましても、整形な土地でということで、そのときにちょっと担当者からお話があったと思うんですが、ちょっと手狭な土地ではあるんですけどもというお話があったと思います。

当市の場合、不整形というのもありますので、そういう観点から必要最低限の面積を取得するような考えであります。

以上です。

山村委員長

後藤敦志委員。

後藤（敦志）委員

姫路市のほうでも少し手狭だという課題はあったんですけども、具体的に聞きますと、駐車場3台分あければ車が転回できるので、この分だけもう少しあればよかったなというお話だったので、プラス30平米ぐらい、6,030平米あれば十分間に合うというようなことで担当者からはお聞きしました。

給食数を考えると、あそこは8,000食で、釜が8釜ぐらいはあったと思うんですけども、6,000食であれば、単純に言えば6釜とか、調理器具等も4分の3ぐらいになるということであれば、建屋の面積もそれに応じて少なくなるのかなと、素人考えかもしれないんですけども、やはりちょっと8,867平米というのは少し大き過ぎる土地なのではない

かなとは思いましたが、基本計画の修正もまだ決まっていないということです、この点についてはこれでとどめます。

以上です。

山村委員長

それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

暫時休憩します。

【暫時休憩】

後藤（敦志）委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別がないようですので、採決をいたします。

先ほど反対というお声がありましたので、挙手採決とさせていただきます。

議案第19号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤（敦志）委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第23号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所管事項について、執行部から説明を願います。

足立福祉部長。

足立福祉部長

それでは、議案第23号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）、そのうち文教福祉委員会所管の補正予算の概要につきましてご説明いたします。

別冊1をご用意ください。

別冊1の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2表繰越明許費補正の上から2つ目、3民生費、2児童福祉費、保育所等施設整備事業費です。これは前回の市議会定例会でもお話ししました。また今回、質疑でもお答えいたしました私立保育所の新設にかかわる施設整備補助金につきまして、今年度、来年度と2カ年にわたる整備計画であることから繰越明許費補正としたものです。

詳しくは、歳出の際にまたご説明いたします。

松尾教育部長

その下です。図書館管理運営費であります。こちらにつきましては、歳出で詳しく説明したいと思いますが、空調機の更新工事、それから防水改修工事の補正予算を今回計上させていただきます。本年中に契約、着工したいと思いますが、適正工期確保の観点から来年度に繰り越しできるよう繰越明許費を設定するというものでございます。

松田健康づくり推進部長

その下、総合運動公園等管理運営費です。これにつきましては、今議会の補正予算で、後ほど歳出で説明させていただきたいと思いますが、たつのこアリーナのプール、シャワー改修工事を行う予定でございます。こちらの工事を翌年度に繰り越して使用するものです。

その下、総合運動公園リニューアル工事です。こちらにつきましても後ほど歳出でご説明いたしますが、たつのこアリーナ屋外流水プール改修工事を行う予定で、来年度に繰り越して使用するものでございます。

足立福祉部長

続きまして、第3表の債務負担行為補正です。この補正につきましては、年度当初あるいは年度早期に契約の履行が必要なものにつきまして、本年度中に適正な契約を行うためのものでございます。

福祉部所管事項といたしまして、次の7ページです。

上から9行目、生活困窮世帯の子どもの支援に係る業務委託、いわゆる無料塾と子ども食堂です。次の地域ケアシステム推進事業業務委託、その次の地域活動支援センター、一つおきまして、避難行動要支援者名簿から数えて6件目の八原保育所給食等調理業務委託まで、合計9件を福祉部の所管業務として今回債務負担行為の補正として計上させていただきました。

松田健康づくり推進部長

続きまして、健康づくり推進部の所管についてご説明いたします。

こちら7ページの中ほどより少々上ですが、高齢者いきいき活動支援事業業務委託契約、6つほど飛びまして、まいん「健幸」サポートセンター管理運営にかかる業務委託契約、がん検診無料クーポン券等作成及び封入封緘業務委託、健幸マイレージシステム利用契約、母子電子手帳利用契約、それから2つ飛びまして保健センター清掃業務委託契約の6件でございます。

松尾教育部長

それでは8ページをごらんください。

8ページ、債務負担行為、上から6つ目です。特別支援教育支援業務委託から教育委員会所管になっておりまして、下から3つ目の学校給食費管理システム機器リース契約までが教育委員会所管であります。こちら年度当初までに適正な契約をしなければならないものについての債務負担行為の設定となっております。

続きまして9ページです。第4表地方債補正です。

上から2つ目です。図書館施設整備事業、こちらにつきましては1,660万円を増額して、補正後の限度額を4,380万円にするというものです。補正前はエレベーター更新工事及び和室改修工事に係る起債でありましたが、今回の補正予算によりまして防水改修工事を追加計上させていただきたいと思っております。当該防水改修工事等の財源として起債額を増額するというものでございます。

松田健康づくり推進部長

その下、体育施設整備事業でございます。これは、たつのこアリーナ屋外流水プール改修工事に伴いまして限度額を3,580万円から7,290万円に増額をするものです。

13ページをお開きください。

足立福祉部長

13ページ、歳入の補正です。

上から2段目の枠、1社会福祉費負担金、まず0003特別障がい者手当等給与費です。これは障害児福祉手当及び特別障害児手当の増額により、その増額分の4分の3の国庫負担金を増額するものです。詳細は歳出のほうでご説明いたします。

次に、児童扶養手当給付費です。児童扶養手当が当初の予定額よりふえたことに伴い、増額の国庫負担分3分の1を増額しようとするものです。

その下の子どものための教育・保育給付費につきましても、保育所、幼稚園等の運営費の増額が見込まれますことから、その国庫負担分2分の1を増額するものです。

次に、生活保護費です。生活保護対象者扶助費の増額により、その国庫負担分4分の3を増額するものです。詳細は歳出のほうでご説明いたします。

続きまして、1つおきまして0008保育所等整備交付金です。これは新設保育所、(仮称)かしわさく保育所の整備に係る国の補助金です。補助金全体の3分の2が国の負担分です。

次に、生活保護適正実施推進事業費です。これは生活保護制度改正に対応するためのコンピュータシステム改修費用の国の負担分です。

松田健康づくり推進部長

その下、母子保健医療対策等総合支援事業費です。子ども時代における乳幼児健診、妊婦健診、予防接種などの個人の健康情報歴を一元に管理し、個人情報に配慮し、必要な情報を異動先に引き継いでいくためのシステム改修費に係る国からの補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

1つ飛びまして、後期高齢者医療保険基盤安定等です。後期高齢者医療関係法令に基づき、低所得者に対する保険料軽減を行った場合に、都道府県が軽減額の4分の3に相当する額を市町村に対し交付するというもので、保険料軽減額が予算現額よりも少なくなることが見込まれたことによる減額でございます。

足立福祉部長

次に、子どものための教育・保育給付費です。先ほど同じ件名で国の補助分をご説明いたしましたが、こちらは増額に伴います県の負担分です。

次のページをお願いいたします。

松尾教育部長

一番下です。市債になってまいります。

市債の2つ目です。図書館施設整備事業債、先ほど申し上げた防水改修工事等分で1,660万円を追加させていただいております。

松田健康づくり推進部長

その下、体育施設整備事業債です。龍ヶ岡テニスコート人工芝張りかえ工事、テニスコート照明設備工事に対するスポーツ振興助成金の減額に伴い、地方債を増額するものです。

21ページをお開きください。

これより歳出になります。

足立福祉部長

21ページ、歳出です。

2つ目の枠の一番上、まず職員給与費(社会福祉費)です。

以後各事業に職員給与費の補正が随所に出てきますが、政策的なものではなく、職員の時間外勤務手当及び共済費等の人件費の増額調整分ですので、省略させていただき、特に職員給与以外の部分についてご説明いたしますことをご了承願います。

松田健康づくり推進部長

その下、国民健康保険事業特別会計繰出金です。国民健康保険の事務従事職員の給与や共済費などの増額が見込まれたことに伴う繰出金の増額です。

足立福祉部長

次に、生活困窮者自立支援事業の償還金です。これは平成30年度に実施しました生活困窮者就労準備支援事業の補助金額が確定したことに伴う国庫補助の返還金です。

次に、障がい者福祉事業です。特別障がい者の方々に対する給付費ですが、減税の給付確定分に新規の給付見込み額を加えますと、不足が生じることが想定されるため増額変更しようとするものです。

1つおきまして、介護保険事業特別会計繰出金です。歳出増加に伴います繰出金の増額です。後ほど特別会計にて詳細をご説明いたします。

松田健康づくり推進部長

その下、後期高齢者医療事業特別会計繰出金です。後期高齢者医療広域連合に対する市の負担金の支出額や被保険者から徴収する保険料や広域連合から委託されております健康診査の委託料などの収入額がほぼ確定したことを受け、これらの収支予測に基づき過不足分を計上したものです。

その下、介護サービス事業特別会計繰出金です。ケアプラン作成委託料の増額が見込まれたことに伴う、繰出金の増額でございます。

1つ飛びまして、医療福祉事業（単独分）でございます。報酬から旅費までは一般非常勤職員の退職に伴う報酬及び費用弁償の減額と、新たに臨時職員を雇用したことによる賃金の増額です。

委託料は、茨城県健康保険団体連合会に委託の共同電算処理に係るもので、対象件数の増加によるものです。

23ページをお開きください。

足立福祉部長

続きまして、児童福祉費です。

2つ目の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金です。これはつばみ園運営特別会計ですが、職員の時間外勤務手当及び共済費等の人件費の増額です。後ほど特別会計にてご説明いたします。

次に、児童扶養手当支給事業です。児童扶養手当の支給に係る基準所得が変更になったことに伴い決算見込み額に不足が想定されることから増額しようとするものです。

次に、子どものための教育・保育給付費です。負担金ですが、入所児童人数に応じて施設に支払う運営費につきまして、消費税率の引き上げに伴い10月から公定価格が増額となりました。そのようなことから、管内・管外ともに増額変更しようとするものです。

その下の子ども・子育て支援事業（補助分）です。これは平成30年度に子ども・子育て支援交付金の確定に伴います国庫への返還金です。

次に、保育所等施設整備事業です。補助金の保育所等施設整備事業は、新設する保育所、（仮称）かしわさく保育所の整備に対しまして、事業者である社会福祉法人筑波匠仁会への補助金です。補助金の算出根拠となる対象経費の上限額2億1,670万4,000円に対し、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1というような負担割合です。今回国と市の負担分を合わせて1億6,252万8,000円を計上するものです。

その下の公共下水道区域外接続工事費は、対象経費上限額2,000万円の市の単独補助分1,000万円を計上いたしました。

次に、高等職業訓練促進等事業です。償還金、利子及び割引料につきましては、30年度の事業確定によります国庫への返還金です。

1つおきまして、公立保育所管理運営費です。現在、八原保育所では、子どもたちが来る時間、帰る時間を職員が時計を確認し名簿に手書きすることで管理しておりますが、効率性の観点から、児童用のタイムレコーダーの導入を計画しております。事業費はタイムレコーダー用カード、備品はレコーダー本体でございます。

続きまして、生活保護費です。生活適正実施推進事業です。

委託料の生活保護システム修正は、進学準備金の創設に伴う情報連携、また生命保険会社への紹介様式の全国統一化、そして被保護者調査の項目追加の制度改正に係るシステム改修費用です。

その下の償還金、利子及び割引料は、平成30年度の生活保護適正実施推進事業の確定によります国への返還金です。

次に、生活保護扶助費です。生活保護世帯は想定範囲内ですが、医療費扶助の伸びが顕著です。特に扶助費の中でも医療費は年度当初に予想しづらく、制度上、全額公費負担ということもあり、大きく変動する可能性があります。今後、不足額が見込まれますことから増額しようとするものです。

その下の償還金、利子及び割引料は、30年度の額の確定によります国への返還金です。

次のページをお願いいたします。

災害援護事業です。これは東日本大震災に係る買付け金の国への償還金ですが、平成30年度中の償還金額が確定したことにより不用額を減額するものです。

松田健康づくり推進部長

1つ飛びまして、保健衛生事務費です。委託料は、健康管理システムから出力している特定健康診査の検査項目拡充と全ての健診の自己負担金の変更に伴うシステム改修に関する費用の増額でございます。

1つ下で、成人保健事業です。旅費は、一般職非常勤職員の交通手段でありますコミュニティバスの運賃が値上げされたことによる年度内不足分交通費の増額です。

その下です。がん検診事業です。委託料は婦人科のがん検診の受診者増に伴う委託料の増額です。

その下、生活習慣病健康診査等事業です。これは肝炎ウイルス検診の受診者増に伴う委託料の増額です。

その下です。妊産婦健康診査等事業です。需用費は、妊産婦健康診査受診券の大幅な改正があり、令和2年4月1日から新たな受診券を母子手帳交付時に配布するための印刷製本費です。償還金は、前年度の産後ケア事業や産婦健診の実績報告による国への返還金です。

その下、子育て相談事業です。これは相談者の増加による発達指導教室「おひさまくらぶ」の回数がふえたことに伴う人件費等の増額です。

2つ飛びまして、保健センター管理運営費です。工事請負費は、安全管理のために保健センターの入り口付近と玄関ホールに取りつけ予定の防犯カメラの設置費用です。

31ページをお開きください。

松尾教育部長

31ページが一番下のますです。教育費になってまいります。

教育費の上から3つ目です。児童生徒に係る重大事態調査委員会費63万6,000円であります。報酬、旅費ともに重大事態調査委員会、いわゆる第三者委員会委員に対する報酬と費用弁償であります。これにつきましては、現在調査中の事案に関する聞き取り調査や、調査報告書作成に関する打ち合わせ調整等の回数が大幅にふえた関係で、今回追加で計上させていただきたいというものであります。

次に、33ページをお開きください。

小学校費の上から2つ目です。小学校管理費、委託料、教職員保健指導7万円でありま
す。これは教職員ストレスチェック後の産業医による面接指導に関する委託料であります。
基本料金が5万円、そして1件当たり2万円を想定しまして7万円を計上させていただ
いております。

その下、小学校教育振興費であります。需用費であります。教師用教科書、指導書の購
入経費でございます。1,476万7,000円。そして備品購入費、算数デジタル教科書、これは
小学校の5年生、6年生用であります。169万4,000円であります。

1つ飛びまして中学校費です。中学校費の2つ目、中学校管理費です。委託料、教職員
保健指導であります。小学校費と同様に、教職員ストレスチェック後の産業医による面接
指導です。基本料金は小学校費のほうで計上しておりますので、具体的な1件2万円を想
定したものでございます。

そして社会教育費になってまいります。

一番下です。図書館管理運営費であります。工事請負費、書庫空調機更新工事でありま
す。これは閉架書庫の既存の空調機が老朽化しておりますので、結露防止等のために至急
整備をしたいというものでございます。376万2,000円。そして防水改修工事です。こちら
につきましては、屋上の防水塗装に浮きやはがれ等が目立つような状態です。そして本年
9月、10月と台風や大雨がございまして、天井の一部から雨漏り、あるいは壁の一部から
雨漏り等がありましたので、至急対応したいということで今回2,143万9,000円を計上させ
ていただいております。

35ページになってまいります。

上から2つ目の国体開催費でございます。職員手当等とあります、350万円です。これ
につきましては、茨城国体柔道競技会時に動員した職員に係る時間外勤務手当などになり
ます。なお、基本は7時間45分については振替休暇ということで処理をさせていただきました
が、早朝から夜間に至るものでありまして、動員の人数も非常に多かったことから
350万円を計上させていただくというものであります。

松田健康づくり推進部長

その下、総合運動公園等管理運営費です。工事請負費ですが、これは、たつのこアリー
ナのプールに設置する通過式洗浄設備、強制シャワーが現在故障中でありますことから、
男女更衣室に備えつけの個室シャワーを使用することで現在対応している状況です。こち
らの強制シャワーを改修するというものです。

その下、総合運動公園リニューアル事業4,946万7,000円の増額です。こちらは工事請負
費ですが、たつのこアリーナ流水プールは竣工から17年が経過し老朽化が進行しており
ます。特に既存のプール底板、これはアルミ製ですが、こちらの腐食による亀裂等が進行し
ている状態で、本年度においては暫定的に修繕工事に対応してまいりましたが、来年以降
はその腐食状況からも安全性の確保が難しいと判断いたしました。今回の工事内容は、屋
外流水プールの既存底板撤去・新設、塗装工事及びプールサイド改修工事、こちらはプー
ル用遮熱シートの張り替えでございます。こちらを実施しようとするものです。

説明は以上です。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

後藤（光秀）委員

すいません、最後のたつのこアリーナのプールの件なんですけれども、よくわからなか
ったんですけれども、塗装ですとか、プールサイドの改修ですとかいろいろ工事が行われ
るということなんですけれども、4,900万円って結構大きい金額だなと思うので、ちょっと詳

しく聞きたいんですけども、このプールの形ですとか長さですとか大きさですとか、そういうものは変わるんですか。

後藤（敦志）委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

屋外の流れるプールの規格ですとか、そういうものは全く変わりません。今の流れるプールの下の底板が腐食によりまして、言ってみればぶにゅぶにゅ状態みたいな形になっておりまして、それを改修すると。ステンレス製の鉄板を敷くわけなんですけれども、それを敷いて、塗装して、周りも塗装をやり直す。プールの脇の部分を遮熱性のものにかえるというものでございます。老朽化による改修ということになります。

以上です。

後藤（敦志）委員長

後藤委員。

後藤（光秀）委員

プールの下がベコベコになっているなどというのは、僕もちょっと夏に子どもと何度も入りに行ったのでわかっていたことなんですけれども、改修するのにこのぐらいかかるのが通常なんですかね、すごく高いなと思ったので。何か新しく設備が変わったりとかするのかなとかちょっと思った次第なんですけれども、わかりました。

後藤（敦志）委員長

ほかにありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

ちょっとよく聞こえなかったんですけども、23ページの生活保護適正実施推進事業のこのシステム修正の生活保護の改正があったというんですけども、その中身だけ教えてください。

後藤（敦志）委員長

湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

先ほど部長からの説明があったように、生活保護法等の改正に伴いまして、今現在職員が使用しております生活保護システムの改修費用となります。これにつきましては、金額等の改正とかそういうものではなくて、部長が説明したとおり、進学準備給付金というのが、前回制度改正で創設されたんですけども、そのマイナンバーとの情報連携をするために改修するものが1つ。もう一つは、生命保険会社に対する紹介の様式をするための改修と、もう一つが、被保険者調査における調査項目が追加されたことからシステムワークの改修が必要になったことから、パッケージシステムを改修するというようなものです。

以上です。

後藤（敦志）委員長

ほかにありませんか。

油原委員。

油原委員

31ページが一番下、児童生徒にかかわる重大事態調査委員会費が増額ですけれども、中身についてとか、いろいろな不都合な部分があるかと思いますが、現在何件ぐらいの調査とかをしているのかお聞かせください。

後藤（敦志）委員長
中村教育総務課長。

中村教育総務課長
お答えをさせていただきます。
現在調査していただいているものは1件でございます。

後藤（敦志）委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長
本市の条例に基づく重大事態に該当した場合で調査が必要となった場合に、第三者委員会に調査を諮問しまして調査をしていただきます。やっぱり事案によっては非常に時間がかかる、そして関係者が多いと、その聞き取り調査等で非常に回数を要してしまうということです。本件については昨年11月から調査に入っておりまして、間もなく終結をするような予定になっております。

後藤（敦志）委員長
ほかにありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長
別にないようですので、採決いたします。
議案第23号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
ここで、神永学校給食センター所長より発言の申し出がありましたので許可をいたします。

神永学校給食センター所長
先ほどは大変申しわけございませんでした。
鑑定の件なんですけれども、これにつきましては大変申しわけございません。開示前に不動産鑑定評価者の承諾を得ることという規定がございまして、鑑定の各2カ所、実際に道路と非道路のところをやったわけなんです、4カ所ずつ鑑定のほうをやらせていただきました。2者ということで。
以上です。

後藤（敦志）委員長

続きまして、議案第24号 令和元年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明を願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

それでは、議案第24号 令和元年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

別冊1の55ページでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億2,669万2,000円とするものでございます。

58ページをお開きください。

第2表債務負担行為でございます。

この補正につきましては、年度当初あるいは年度早期に契約の履行に必要なものにつきまして本年度中に適正な契約手続を行うためのもので、こちらに記載の4件を設定しております。

61ページをお願いいたします。

歳入です。

まず、一番上の国庫支出金の国民健康保険制度関係事業費補助金です。これは国が進める国民健康保険の資格管理の適正化のため、システム間のデータ連携のための改修費用に対するもので、国庫補助でございます。補助率は10分の10です。

その下、社会保障税番号制度システム整備費補助金です。これも国が主導するオンライン資格確認のためのシステム改修経費に対する国庫補助で、同じく10分の10の補助率でございます。

その下、県支出金で、保険者努力支援分でございます。こちらは市町村が取り組む保険事業や医療費適正化事業などの取り組みや実績に応じて交付されるもので、交付額確定による減額でございます。

その下、繰入金。国民健康保険事業職員給与費等繰入金です。これは国民健康保険の事務従事職員に対する職員手当及び共済費などの増額によるものです。

その下、諸収入。特定健康診査受診者負担金でございます。特定健康診査の年度末受診者見込み数が当初予算見込みよりも増が見込まれるための増額でございます。

歳入は以上でございます。

63ページをお開きください。

歳出でございます。

1つ飛びまして、国民健康保険事務費でございます。国民健康保険制度運営のための電算システムの改修で、在留資格等の関連項目の追加分とオンライン資格確認対応分に対応するもので、いずれも10分の10の補助率でございます。

その下、葬祭費です。被保険者が亡くなった際に、葬祭を行った方に対し5万円を支給しておりますが、不足が見込まれることから増額するものです。

1つ枠を飛びまして、特定健康診査等事業です。特定健康診査の年度末受診者見込み数が当初予算見込み数よりも増が見込まれますため委託料を増額するものです。

その下、国民健康保険支払準備基金費でございます。当初予算では1,363万1,000円の積み立てを見込んでおりましたが、最終的な積立額を1,018万9,000円としたことから減額するものです。

その下、保険給付費等交付金償還金と次ページ、65ページになりますが、国庫支出金等返還金でございます。こちらは平成29年度国民健康保険普通調整交付金の精算による償還金でございますが、県を経由して国へ返還することとなったことから、現予算では県支出金返還金としておりましたが、正しくは国庫支出金返還金となるための科目を補正するものでございます。

説明は以上です。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別にないようですので、採決をいたします。

議案第24号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第27号 令和元年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から説明を願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

議案第27号 令和元年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

別冊2の15ページでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,386万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億5,118万4,000円とするものです。

足立福祉部長

18ページ、第2表債務負担行為です。来年度当初から契約の履行が必要なものは、記載のとおり福祉部と健康づくり推進部合わせて11件について設定しております。

松田健康づくり推進部長

健康づくり推進部の所管でございます。上から3つ目の介護予防講座に係る業務委託契約、その下の高齢者いきいき活動支援事業業務委託契約、4つ飛びまして、最後の3つが所管でございます。合わせて5件の契約でございます。

21ページをお開きください。

足立福祉部長

21ページです。まず、歳入です。

一番上の国庫支出金、介護給付費現年度分です。これは介護給付費の増によります国庫負担金の増額です。

次に、普通調整交付金です。こちらは介護給付費の増によります国庫負担金の増額に伴う普通調整交付金の法定割合分0.1911%の増額分です。

松田健康づくり推進部長

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分でございます。これは歳出の地域介護予防活動支援事業にあります高齢者地域ふれあいサロン活動支援事業の補助金増額に伴うものでございます。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分でございます。こちらも歳出でございます地域包括支援センター運営費の減額に伴うもので、詳細につきましては歳出でご説明させていただきます。

足立福祉部長

次に、支払基金交付金の介護給付費現年度分です。こちらは介護給付費の増額分に対応するための支払基金交付金法定割合分27%の歳入計上になります。

その下の介護給付費過年度分は、平成30年度の介護給付費交付金確定に伴い、既に交付されている額との差額、不足額が追加で交付されるものです。

松田健康づくり推進部長

その下、地域支援事業支援交付金現年度分です。社会保険診療報酬支払基金からの交付金になりますが、高齢者地域ふれあいサロン活動支援事業の補助金増額に伴うものです。

足立福祉部長

次に、県負担金の介護給付費現年度分です。こちらは介護給付費の増によります県負担金の増額です。

松田健康づくり推進部長

その下、県支出金、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分と、その下の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分でございます。こちらは国庫補助金と同じ理由による補正をするものでございます。

足立福祉部長

次に、一般会計繰入金です。介護給付費繰入金につきましては、介護給付費の増によります市の負担分です。事業費の12.5%分です。

松田健康づくり推進部長

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業繰入金と、その下、最後になりますが、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金につきましても、先ほどご説明の国庫補助金と同じ理由による増額と減額でございます。

23ページをお願いいたします。

足立福祉部長

一番上の介護保険事業職員給与費等繰入金につきましては、担当しております職員の人件費の増額による繰り入れです。

その下、その他一般会計繰入金です。こちらは平成30年度の介護保険給付費交付金確定に係る既に交付済みの額と確定額との不足分に伴う追加交付額をその他一般会計繰入金にて減額調整をするものです。

次に、介護保険支払準備基金繰入金です。こちらは地域密着型介護サービス、施設介護サービスの給付費等の増により、第1号被保険者の負担割合が増加したため、基金により対応しようとするものです。

次のページをお願いいたします。

25ページ、ここからは歳出です。

職員給与費につきましては割愛させていただきます。

次に、地域密着型介護サービス給付費です。負担金の地域密着型介護サービス給付費は、認知症高齢者グループホーム、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護に係る要介護1から5の対象者利用に伴う給付費ですが、直近6カ月分の実績額の最大値を6カ月間

足し延ばし、決算見込み額を算出し、不足額を算定いたしました。その見込み額を要求するものです。

次、施設介護サービス給付費です。こちらは特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設に係る対象者利用に係る給付費になります。先ほどと同様の理由で、そして算定により増額しようとするものです。

松田健康づくり推進部長

その下、地域介護予防活動支援事業です。これは高齢者地域ふれあいサロン活動支援事業で、当該事業の採択を受けて活動している団体は10団体ございます。今年度3団体の増加となりましたことから、予算不足が見込まれるため増額するものです。

27ページをお開きください。

上から2つ目、地域包括支援センター運営費でございます。報酬から旅費につきましては、令和元年度は4名雇用を予定しておりましたが、3名の雇用となったものから減額するものです。委託料は介護予防日常生活支援総務事業において、令和元年度10月より報酬単位が変更、及び新規項目が追加されたため、包括で運用している地域包括支援センターシステム単位コード表の更新を行うためのシステム改修の増額でございます。

足立福祉部長

最後に、介護保険支払準備基金費です。この積立金ですが、介護保険給付費等の増額により1号保険ルール分充当額の増額となりますが、保険料の増額を見込んでいませんことから、支払準備基金繰入金による対応となってしまうため、繰入金の増額対応ではなく、1号保険料積立金の減額により財政調整しようとするものでございます。

以上です。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別がないようですので、採決をいたします。

議案第27号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第28号 令和元年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明をお願いします。

足立福祉部長。

足立福祉部長

同じく別冊2の37ページをお願いいたします。

議案第28号 令和元年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第2号）です。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,121万4,000円とするものです。

それでは、40、41ページをお開きください。

歳入です。

障がい児支援サービス事業給与費等繰入金は、つばみ園職員の時間外勤務手当及び人事院勧告に伴い人件費の不足が想定されますことから、一般会計から繰り入れしようとするものです。

次の枠は歳出です。

職員給与費（障がい児支援サービス総務管理）です。今ほどの理由により同額を計上するものです。

以上でございます。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第28号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第29号 令和元年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について執行部から説明を願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

議案第29号 令和元年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）です。別冊2の45ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,837万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億5,759万9,000円とするものです。

48ページをお開きください。

第2表債務負担行為です。こちらにつきましては、年度当初あるいは年度早期に契約の履行に必要なものにつきまして、本年度中に適切な契約手続を行うためのもので、こちらに記載の2件を設定しております。

51ページをお願いいたします。

歳入です。

一番上でございます。後期高齢者医療保険料特別徴収現年度分です。これは非保険者の増加によりまして、当初の見込みよりも年金天引きによる特別徴収の保険料収入が増加することに伴う増額でございます。

その下、後期高齢者医療事務費等繰入金です。こちらは後期高齢者医療事業特別会計における支出増に対する一般会計からの財源補てん分でございます。

その下、保険基盤安定繰入金です。こちらは保険基盤安定納付金の確定に伴う減額でございます。

その下、後期高齢者健康診査受託料でございます。こちらは後期高齢者健康診査の受診者が当初予算見込みより増加することからの増額でございます。

その下、後期高齢者医療広域連合納付金精算金です。これは平成30年度分の保険料と納付金精算による収入でございます。

歳入は以上でございます。

53ページをお開きください。

これより歳出となります。

中段の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちら3つほど記載がございますが、いずれも増額補正となっております。

事務費納付金は広域連合事務費の共通経費の増によるもの、保険料等納付金は徴収額の増額見込みによるもの、保険料等納付金は徴収額の増額見込みによるもの、療養給付費納付金は療養給付の増額によるものでございます。

その下、後期高齢者健康診査事業でございます。健康診査の受診者見込み数の増が見込まれているための増額でございます。

説明につきましては以上でございます。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第29号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第30号 令和元年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明を願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

議案第30号 令和元年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

別冊2の61ページでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,031万9,000円とするものでございます。

65ページをお開きください。

歳入の繰入金、介護サービス事務費等繰入金と歳出の居宅介護予防支援サービス費につきましては関連しておりますので、まとめて説明させていただきます。

歳出において、当会計において雇用予定であった介護支援専門員が現在欠員であるため、報酬から旅費までを不用額とする一方、外部へのケアプラン委託料が増額となるものでございます。

以上のことから、歳入におきましても一般会計からの繰出金の増額を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

後藤（敦志）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦志）委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第30号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦志）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。